

第2期 八潮市地域福祉計画

人と地域の絆を大切にし、誰もが安心していきいきとした
生活を送ることのできるまち



平成29年3月
八潮市

ごあいさつ

本市では、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする「八潮市地域福祉計画」に基づき、地域の誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまちの実現を目指し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間、我が国では少子高齢化が進行し、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加しています。

また、地域のつながりの希薄化や交流の場の減少といった社会状況の下、世代や性別等を問わない孤立化、大規模災害発生時の各種避難支援対策の強化、更には、近年の経済的格差による生活困窮者の増加や、子どもの貧困が大きな社会問題となってきました。

これらを踏まえ、本市では、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とする「第2期八潮市地域福祉計画」を策定しました。

この「第2期八潮市地域福祉計画」では、「自助・互助・共助・公助」を基本とした考え方に基づき、これまでの高齢者、子ども、障がい者といった対象ごとのサービスでは対応しきれない新たな問題や多様化する地域福祉の課題に取り組むため、「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」を福祉の共通理念として計画を推進することで「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指していきます。

結びに、今回の計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました八潮市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、ワークショップや困難事例把握調査、パブリックコメントなど計画策定にご協力いただきました関係各位並びに市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月



八潮市長 大山 忍

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 地域福祉とは.....	4
3 地域福祉計画とは.....	5
4 計画の位置付け.....	6
5 計画の期間.....	7
第2章 八潮市の現状と課題.....	9
1 地域福祉を取り巻く社会動向.....	11
2 八潮市の地域福祉を取り巻く概況.....	16
3 ワークショップ.....	25
4 困難事例把握調査.....	29
5 第1期計画での課題の整理.....	32
第3章 計画の基本方針.....	35
1 地域福祉の将来像と共通理念.....	37
2 計画の基本的な考え方.....	39
3 地域福祉圏域.....	43
第4章 施策の展開.....	45
基本目標と施策体系.....	47
基本目標1【絆づくり】	
ともに手を携え互いに支え合う地域づくりの推進.....	49
基本目標2【人づくり】	
地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える担い手づくりの推進.....	59
基本目標3【安全・安心な暮らしづくり】	
安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくりの推進.....	67
第5章 計画の推進.....	77
1 計画の進行管理.....	79

資料編.....	81
1 第2期八潮市地域福祉計画の策定体制	83
2 第2期八潮市地域福祉計画推進委員会	84
3 パブリックコメント	90
4 第2期八潮市地域福祉計画庁内の策定体制	91
5 第2期八潮市地域福祉計画の策定経過	96
6 各事業展開における主な取組	99
7 用語解説	120

《難解な語句や専門用語（※のついている語句）の説明を記載しています》

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化やコミュニティ^{*}の希薄化、経済情勢、雇用環境の悪化などの影響により、老老介護、社会的孤立、生活困窮者^{*}の増加など、様々な問題が生じている状況です。

このような問題を解決していくには、公的サービスの提供や相談支援体制の整備に取り組む行政、地域のつながりや支え合いを強めていく市民、福祉サービスを提供したり様々な地域福祉活動に取り組む地域活動団体などがそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら協働^{*}し、地域福祉の向上に取り組むことがこれまで以上に求められています。

本市では、地域福祉の推進を図るため、かつての市民同士の助け合いの仕組みに加え、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域の誰もが支え合う体制づくりを地域社会において創出していくため、平成24年3月に「八潮市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

そして、多様化する地域福祉の課題に対応し、地域社会のふれあいの中で誰もがいきいきとした生活を送ることができるよう、地域福祉活動の充実を図り、互いに助け合い支え合っていこうとする意識の高揚に努めながら、住みよい社会環境づくりを目指して進めてきました。

これまで取り組んできた第1期計画の成果や市民ニーズ、社会環境を踏まえ、これからの本市における地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組を示すものとして、「第2期八潮市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 地域福祉とは

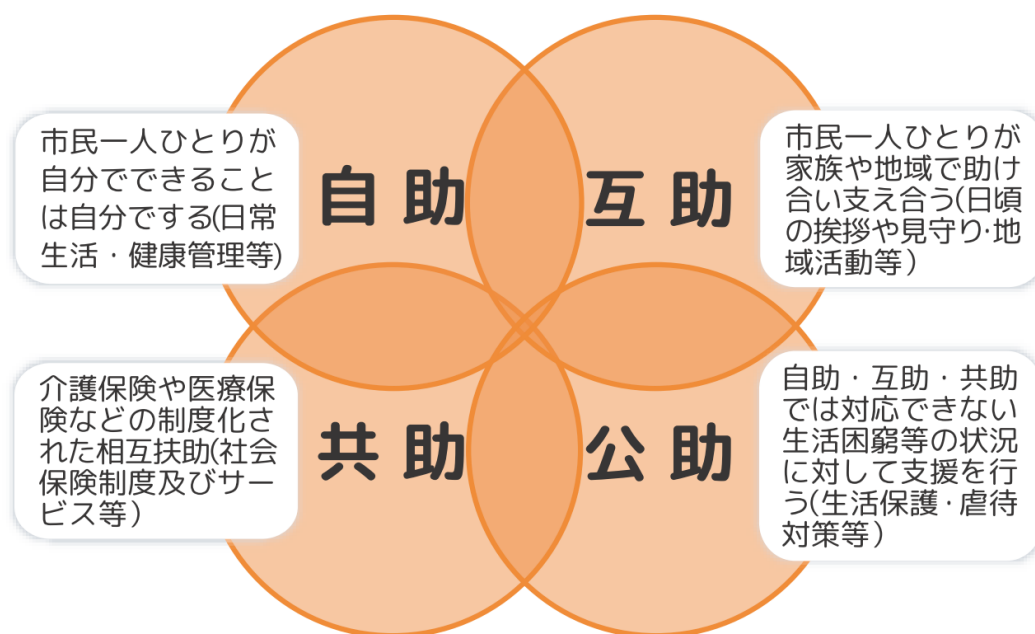
地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、市民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、市民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険*や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条の規定に基づき「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

■社会福祉法（抄）

（目的）

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

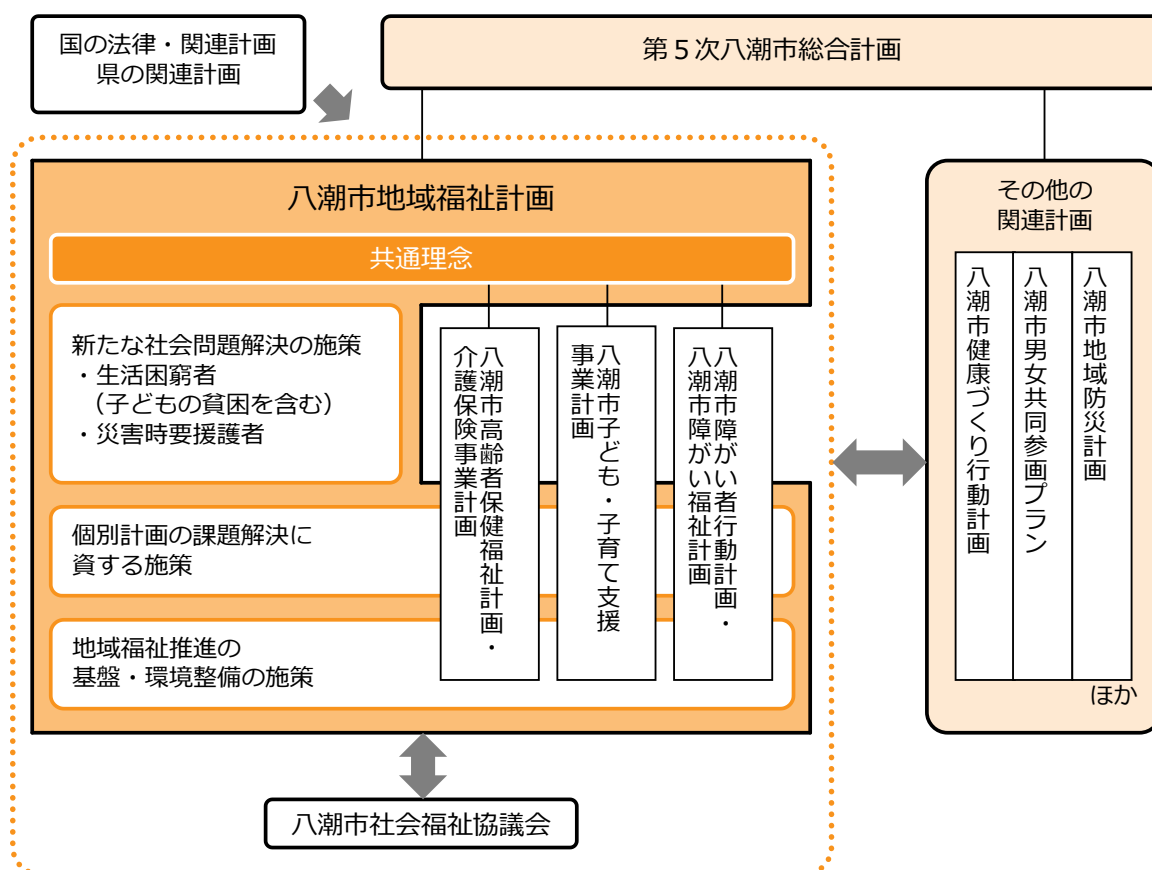
- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 計画の位置付け

本計画は、「第5次八潮市総合計画」の政策領域別の計画として、他の福祉分野の個別計画の地域福祉推進に関する方針や施策等と連動することから、既に個別分野ごとに策定している計画及び国や県などから出されている地域福祉に関連する法律や計画等との整合も図り、新たな社会問題をはじめとする地域の広範な生活課題にも対応できる計画とします。

また、本計画は「地域」に着目し、地域において支援を必要とする人の生活課題解決のための方策について定めるとともに、地域福祉を推進していく上で特に重要な役割を担う八潮市社会福祉協議会との連携を図るため、八潮市社会福祉協議会の取組も併せて掲載することとしました。

■ 計画の位置付け



5 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年を計画期間とします。
 ただし、社会環境の変化、地域における新たな課題等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

平成（年度）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
総合計画	第5次八潮市総合計画										
地域福祉計画	見直し	第2期八潮市地域福祉計画									
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画		見直し	第7期八潮市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画								
子ども・子育て支援 事業計画	八潮市 子ども・子育て支援 事業計画										
障がい者行動計画 障がい福祉計画		見直し	第6次八潮市 障がい者行動計画 第5期八潮市 障がい福祉計画								

第2章 八潮市の現状と課題

1 地域福祉を取り巻く社会動向

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、社会動向を的確に捉えていくことが重要となります。

国や県の地域福祉に関連する法律や計画の動向、本市における他の福祉分野の個別計画の方針など、今後の地域福祉の在り方について整理します。

(1) 国の動向

①子ども・子育て支援新制度の創設

平成24年8月、子ども・子育て関連3法が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、保育の量的拡大・確保や認定こども園の普及、地域子ども・子育て支援の強化等について定められました。

【子ども・子育て関連3法】

「子ども・子育て支援法」

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

○平成24年8月22日公布：法律の概要（施設型給付及び地域型保育給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援、市町村が実施主体、社会全体による費用負担、政府の推進体制、子ども・子育て会議の設置）

②災害対策基本法の改正

平成25年6月、災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者の名簿の作成を義務付けることなどが規定されました。

【災害対策基本法】

○平成25年6月21日改正：法律の概要（大規模広域な災害に対する即応力の強化等、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組の強化、その他）

③子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本施策について定めた、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年6月に公布され、平成26年1月に施行されました。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

○平成25年6月26日公布：法律の概要（子どもの貧困対策に関する大綱、都道府県子どもの貧困対策計画、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、調査研究）

④障害者差別解消法の制定

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について定めた、障害者差別解消法が平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行されました。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】

○平成25年6月26日公布：法律の概要（「不当な差別的取扱い」の禁止、合理的配慮の提供、具体的な対応、実効性の確保、相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備、啓発活動、情報の収集、整理及び提供、障害者差別解消支援地域協議会の設置）

⑤生活困窮者自立支援法の制定

低所得者世帯やひとり親世帯など生活困窮に至るリスクの高い人々や、生活面・就労面・健康面等に問題を抱える現役世代の生活保護受給者が増大していることから、国民の生活を重層的に支えるセーフティネット^{*}を構築し、生活保護に至る前の段階から早期に生活困窮者の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が平成25年12月に公布され、平成27年4月に施行されました。

【生活困窮者自立支援法】

○平成25年12月13日公布：法律の概要（自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施、都道府県知事等による就労訓練事業の認定、費用）

⑥介護保険法の改正

平成26年6月、介護保険法の一部改正により、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{*}の構築と費用負担の公平化等について定められました。

【介護保険法】

- 平成27年4月1日改正：法律の概要（地域支援事業の充実、予防給付の見直し、特養の機能重点化、低所得者の保険料軽減の強化、介護保険事業計画の見直し、サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用）
- 平成27年8月1日改正：法律の概要（一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げ、補足給付の支給に資産等を勘案）
- 平成28年4月1日まで：法律の概要（地域密着型通所介護の創設）
- 平成30年4月1日改正：法律の概要（居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲）

⑦新しい地域包括支援体制の構築

平成27年9月、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、厚生労働省の局長級のプロジェクトチームにおいて、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が取りまとめられました。

その中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの考え方を全世代・全対象に発展・拡大させた新しい地域包括支援体制の確立や、制度ではなく個人のニーズを起点とした包括的な相談支援システムの構築などが示されています。

【新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン】

- 平成27年9月17日開催：新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会

⑧社会福祉法人制度改革

多様な福祉ニーズに対応し、地域社会に貢献する社会福祉法人の役割を明確にするため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が定められた改正社会福祉法が平成28年3月に公布され、平成29年4月から施行されます。

【社会福祉法等の一部を改正する法律（改正社会福祉法）】

- 平成28年3月31日公布：法律の概要（経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の関与の在り方、介護人材確保に向けた取組の拡大、福祉人材センターの機能強化、介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し）

(2) 埼玉県動向

① 第4期埼玉県地域福祉支援計画（平成27年度～平成29年度）

広域的な見地から市町村の地域福祉を支援する事項を盛り込んだ社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」であり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられています。

複合的な問題を抱える人に対し、地域の中でトータルに支援を行う仕組みづくりの提案、早期発見・早期対応による生活に困窮する人への効果的な支援など、新しい視点が盛り込まれています。

(3) 本市における他の福祉分野の個別計画の方針

① 第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（平成27年度～平成29年度）

基本理念

～生涯いきいき ふれあいのある暮らしをめざして～

この計画では、高齢者が自立し、健康で生きがいを持って生活できるまちづくりを進め、その中で介護が必要になった方については市民ぐるみで支え合うことを目指し、「健康」「生きがい・社会参加」「安全・安心のある暮らし」に総合的に取り組んでいます。

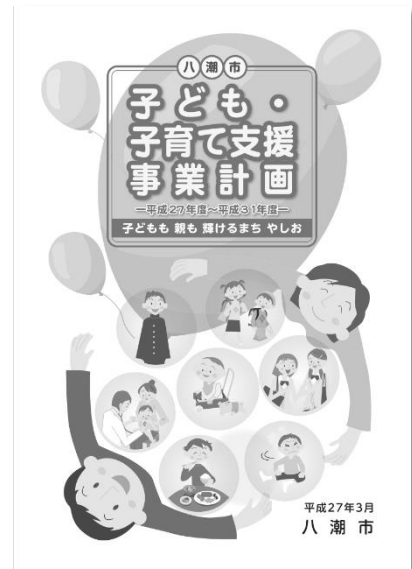


②八潮市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

基本理念

～子どもも 親も 輝けるまち やしお～

この計画では、「子どもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」共生の環境を地域が見守り、支援することにより安全・安心でいきいきと子どもを生き育てられるという考えのもと、計画の実現に向けて取り組んでいます。



③第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画
（平成27年度～平成29年度）

基本理念

～ともに生き、ともに支え合う地域づくり～

この計画では、地域で生活する障がいのある人を支援することで、「それぞれが自己実現でき、障がいのある人もない人もお互いに尊重し合い、地域の中で同じよう行動し生活できる地域づくり」を目指すとともに、障がい者福祉の充実に向けて取り組んでいます。



2 八潮市の地域福祉を取り巻く概況

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、前述の社会動向を的確に捉えていくことに加え、本市における地域福祉を取り巻く状況についても的確に捉えていくことが重要です。

本市の地域福祉の目指す姿として、将来像に掲げている「人と地域の絆」「安心」「いきいきとした生活」に関する統計データや地域の活動状況など、本市の地域福祉に関連する概況を整理します。

(1) 人口動態と世帯の概況

①人口の推移

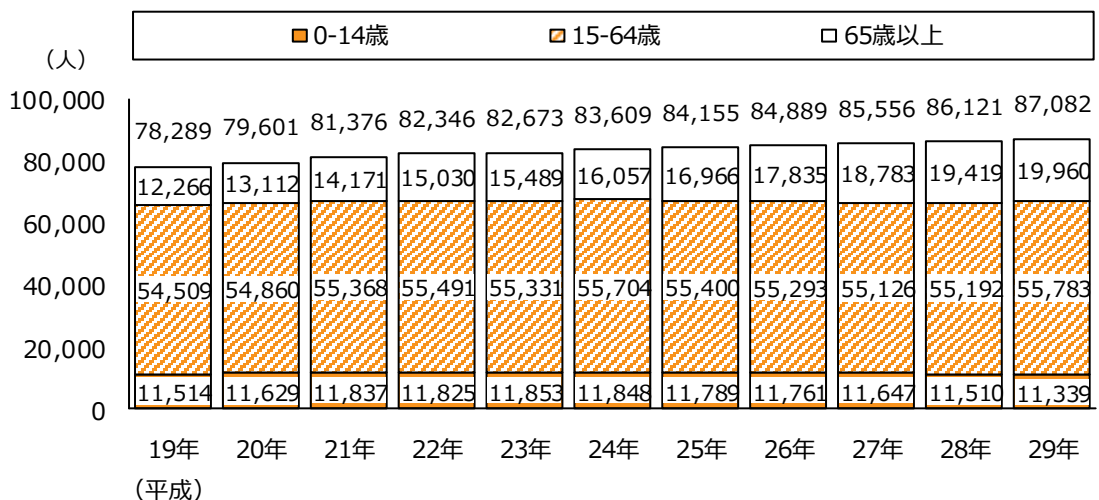
本市の平成29年1月1日現在の人口は87,082人となっており、年々増加傾向にあります。

特に、65歳以上の高齢者人口は19,960人で高齢化率は22.9%となっており、埼玉県全体（25.0%）より低いものの、年々高くなっています。

一方で、0～14歳の年少人口は11,339人で平成23年をピークに減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

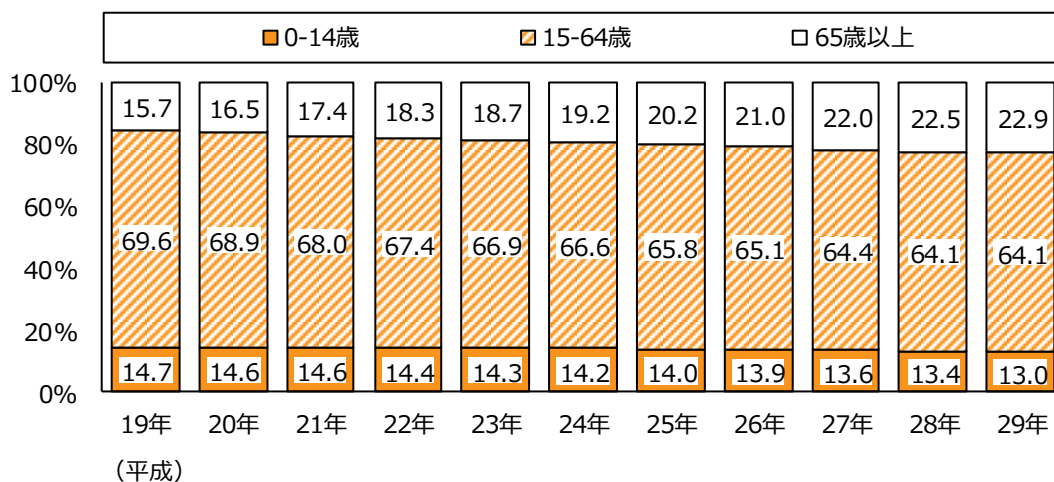
なお、15～64歳の生産年齢人口は55,783人となっており、横ばいで推移しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：埼玉県「町（丁）字別人口調査」（各年1月1日現在）

■ 年齢3区分別人口構成の推移

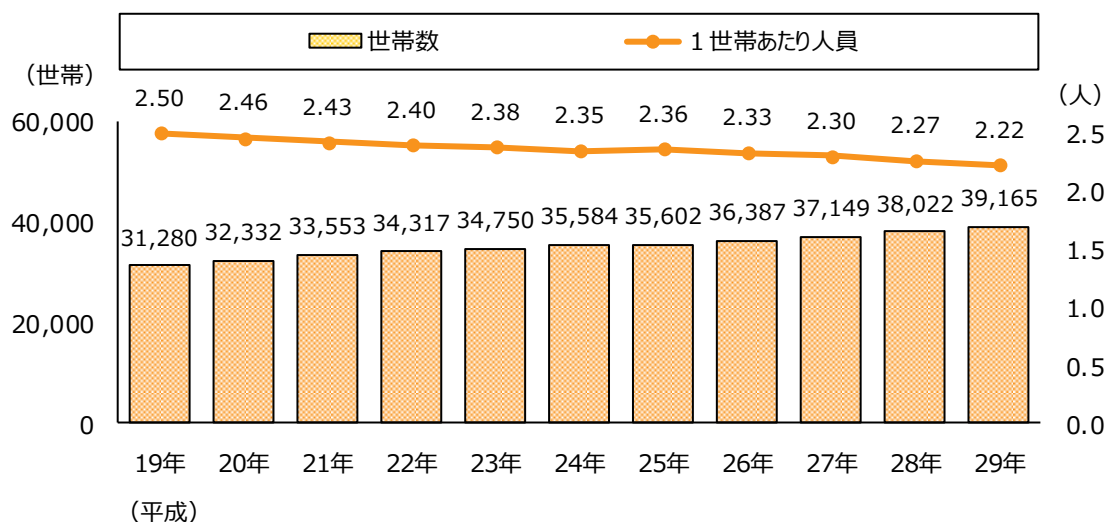


資料：埼玉県「町（丁）字別人口調査」（各年1月1日現在）

② 世帯の推移

本市の世帯数は人口の増加とともに年々増加していますが、1世帯あたり人員は減少しています。

■ 世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：埼玉県「町（丁）字別人口調査」（各年1月1日現在）

(2) 人と地域の絆に関する概況

①町会・自治会加入率の推移

本市の世帯数が増加する一方で、町会・自治会の加入世帯数は、平成24年度をピークに減少しています。また、町会・自治会の加入率は年々減少し、平成28年度は54.9%となっています。

■町会・自治会加入世帯数及び加入率 (単位：世帯／%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
加入世帯数	22,011	21,778	21,649	21,509	21,054
加入率	62.5	60.8	59.2	57.4	54.9

資料：市民協働推進課（各年度4月1日現在）

②ボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数

八潮市社会福祉協議会におけるボランティア*活動団体・市民活動団体等の届出数の推移をみると、年々増加しており、平成27年度末には189団体となっています。

■ボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数 (単位：団体)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
届出数	156	173	187	189

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

③小中学校における地域福祉教育の取組

小中学校における「ふるさと科（総合的な学習の時間）」において、社会福祉協議会や福祉事業所、ボランティア団体・NPO※等の活動団体などとの連携による福祉体験学習に取り組むなど、次世代を担う地域福祉教育を推進しています。

■ふるさと科（総合的な学習の時間）における福祉分野の学習内容

	小学校3・4年生	小学校5・6年 中学校1年	中学校2・3年
学ぶ内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の命や健康の大切さを知ること ・家庭生活の大切さ及び家族の役割を知ること ・地域の高齢者とふれあい、共に生きる大切さを知ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会生活の大切さ及び地域で様々な役割を担っている人を知ること ・高齢者擬似体験、点字体験、車イス体験等を通して、福祉の大切さを知ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や高齢者介護施設での介護体験等を通して、ノーマライゼーション※の大切さを知ること ・国や県、市の福祉のための取り組みを知り、自分ができることを知ること
学習活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の命について考えよう ・家族の役割について考えよう ・おじいちゃん、おばあちゃんに手紙を書こう ・地域のお年寄りの方との交流会をしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動を調べよう ・障がいのある方と交流会をしよう ・高齢者擬似体験、点字体験、車イス体験をしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、高齢者介護施設を訪問しよう ・障がい者福祉施設を訪問しよう ・市役所の福祉課を訪問しよう

資料：指導課（平成28年4月1日現在）

(3) 安心に関する概況

①福祉サービス利用援助事業

八潮市社会福祉協議会において、地域住民の権利擁護事業の一環として「福祉サービス利用援助事業」を実施しており、認知症※高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を対象に利用者本人との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスなどの支援を行っています。

福祉サービス利用援助事業の利用状況は増加傾向にあります。

■福祉サービス利用援助事業利用状況 (単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約件数	5	12	14	14
認知症高齢者	4	10	11	11
知的障がい者	1	2	2	2
精神障がい者	0	0	1	1
その他	0	0	0	0

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

②八潮たすけあいサービス事業

八潮市商工会において、地域における支援を必要とする人たちの日常生活を支える活動の一環として「八潮たすけあいサービス事業」を実施しており、高齢者や子育て中の人などに庭の草取りや洗濯、買物代行などの簡単な作業を市内在住のボランティアが支援するサービスを展開しています。

八潮たすけあいサービス事業の利用者数は減少しています。

■八潮たすけあいサービス利用者数 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数	654	682	274	166

資料：商工観光課（各年度3月31日現在）

③相談窓口

福祉に関連する相談窓口については、分野別にその窓口を設け、広報紙等を通じて開催の案内を行っています。高齢者の安心を支えるための総合的な相談窓口としての地域包括支援センター※や子育ての悩みや不安を抱える親の相談窓口としての子育て相談をはじめ、地域住民からの様々な相談に対し、ケアマネジャー※、保健師※、社会福祉士※や子育てアドバイザー※などの専門職により、適切なサービスの紹介や解決のための支援等に取り組んでいます。

■福祉に関連する市内の主要な相談窓口一覧

分野	相談窓口	相談内容
高齢者	東部地域包括支援センターやしお苑	主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士等の専門職が、介護、福祉、健康、医療など、高齢者の安心を支えるための各種相談や高齢者虐待に関する相談に応じます。
	西部地域包括支援センターケアセンター八潮	
	南部地域包括支援センター埼玉回生病院	
	北部地域包括支援センターやしお寿苑	
子ども	家庭児童相談室：八潮市役所子育て支援課	専門の相談員が、子どもの家庭での養育上の心配や悩み、児童虐待についての相談に応じます。
	子育て相談：わんぱる（だいばら児童館）	子育てアドバイザーが、子育ての不安や悩みについての相談に応じます。
	やしお子育てほっとステーション	専門の子育てコーディネーターが教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用に関する相談に応じます。
障がい	八潮市生活支援センターあけぼの	障がいのある方が地域で生活する上で生じる様々な問題についての相談に応じます。
女性	女性相談：八潮市役所駅前出張所内相談室	専門の女性相談員が、DV※など夫婦の問題や家庭の問題、心の悩みについての相談に応じます。
生活全般	くらしの相談：八潮市役所市民相談室	専門の相談員が、日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談に応じます。
	消費生活相談：八潮市消費生活センター	専門の相談員が、悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談に応じます。

資料：社会福祉課（平成28年4月1日現在）

(4) いきいきとした生活に関する概況

①生涯学習活動

地域の誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、生涯学習まちづくり出前講座*や学校開放講座*、やしお市民大学・大学院*など、様々な生涯学習活動の機会を提供しています。

■生涯学習まちづくり出前講座 地域福祉に関連する主要な学習プログラム

講座名	講師
成年後見制度*と市民後見人*	NPO法人市民後見センターさいたま理事
地域ぐるみ子育てを目指して	埼玉県家庭教育アドバイザー
町会活動とまちづくり	元町会長・元八潮市コミュニティ協議会会長
介護予防と地域包括支援センターの役割	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	
DVって何	人権・男女共同参画課
広げよう地域での支え合い助け合い	社会福祉課
高齢者福祉サービスあれこれ	長寿介護課
こんなとき、あなたをサポートする「成年後見制度」	
よくわかる介護保険	
老後の安心を地域で支える地域包括支援センターです！	
八潮市の子育て支援について	子育て支援課
障がい者福祉サービスあれこれ	障がい福祉課
心のバリアフリーについて	
障害者差別解消法について	
ボランティア・市民活動について	市民協働推進課
やしおのコミュニティ活動	
人権について学ぼう	社会教育課
障害を知ってもらうために。(キャラバン隊)	NPO法人 WISH8

■生涯学習まちづくり出前講座 地域福祉に関連する主要な学習プログラム（続き）

講座名	講師
障がいの理解と福祉用具の使い方	ケアセンター八潮
介護予防体操	
高齢者福祉施設やしお苑の見学	高齢者福祉施設 やしお苑
介護老人保健施設 ケアセンター八潮の見学	介護老人保健施設 ケアセンター八潮

資料：市民協働推進課（平成28年4月1日現在）

■やしお市民大学 地域福祉に関連する主要な学習プログラム

授業名	講師
高齢社会の現状	八潮市高齢者保健福祉推進審議会会長
八潮市の福祉行政	市職員
八潮市の防災	
八潮市の自治基本条例	
地域とコミュニティ	
地域で支える福祉	八潮市社会福祉協議会職員
八潮市内の消防・救急体制	草加八潮消防組合職員
地域で活動するために	企業従業員
八潮市の防犯	県職員

資料：社会教育課（平成28年4月1日現在）

②ふれあいサロン活動

八潮市社会福祉協議会において、地域での仲間づくりや生きがいづくりなど、地域の誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、地域の協力者が中心となって運営する「ふれあいサロン活動」を実施しています。

ふれあいサロン活動の実施支部（町会・自治会）数、実施延べ回数は増加しています。

■ふれあいサロン実施支部数及び実施延べ回数（単位：支部／回）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施支部数	18	18	21	22
実施延べ回数	84	87	100	112

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

第2章 八潮市の現状と課題

③高齢者の社会参加

八潮市シルバー人材センター※において、高齢者の豊富な経験・知識・技能を生かした就業を通じ、生きがいづくりや社会参加を希望する働く意欲のある定年後等の高齢者の支援に取り組んでいます。

シルバー人材センター会員数と受注件数は横ばいで推移しています。

■シルバー人材センター会員数及び受注件数

(単位：人／件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会員数	494	489	486	502
受注件数	1,173	1,292	1,262	1,246

資料：長寿介護課（各年度3月31日現在）

3 ワークショップ

(1) ワークショップの概要

①開催目的

計画の策定プロセスそのものが地域福祉の推進につながるよう、地域福祉活動にかかわる立場の市民等から、地域の誰もが助け合い支え合う体制づくりを進めていくためには何が必要かについて、ワークショップ*の手法を用いた検討を行いました。

具体的には、市内における地域福祉活動の状況や課題、普段の活動を通じ感じられた地域生活上の課題等を共有した上で、これら課題等に対し、地域での助け合い支え合いといった共助の視点から、地域の皆で取り組むべきことや役割は何か、地域における課題解決に向けた適切な支援・助け合い支え合いの在り方などを検討しました。

②開催概要

期 間	内 容
平成 28 年 6 月 29 日 (水)	【第 1 回テーマ】「地域の困りごとや課題は？」 内容：地域福祉を推進する上で、様々な立場からの課題を出し、アイデア出しに向けたキーワードを整理した。
平成 28 年 7 月 7 日 (木)	【第 2 回テーマ】「みんなの幸せのために、必要なことは？」 内容：第 1 回で出された課題やキーワードに対し、アイデア出しを行い、共助の視点による解決策や方向性を議論した。
平成 28 年 7 月 15 日 (金)	【第 3 回テーマ】「誰が、いつまでに、何をするのか？」 内容：第 2 回で出された解決策や方向性について、実施主体、優先順位、取組を進める上で重要な視点などを議論した。

第2章 八潮市の現状と課題

③参加者（活動団体）の構成

分野	団体等
高齢者	八潮市老人クラブ連合会、介護者家族会ひかりネットワーク、東部地域包括支援センターやしお苑、西部地域包括支援センターケアセンター八潮、南部地域包括支援センター埼玉回生病院、北部地域包括支援センターやしお寿苑
子ども	八潮市母子愛育会、べびママ☆すまいる、あかみみおんがく
障がい者	八潮市聴覚障害者協会、八潮市身体障害者福祉会、八潮市手をつなぐ親の会、Y S K（八潮市精神しょうがい者家族会）、やしお視覚障害者自主交流 愛 eye 会
健康	やしお健康ラジオ体操連盟、やしお歩け歩け協会
地域	八潮市商工会、八潮市町会・自治会連合会、八潮市コミュニティ協議会、八潮市民生委員・児童委員※協議会、八潮市自主防災組織連絡協議会、八潮市社会福祉協議会
その他	学識経験を有する者等

④参加者数

第1回	第2回	第3回	延べ人数
40人	31人	32人	103人

(2) ワークショップの結果概要

①【第1回】「地域の困りごとや課題は？」

地域の現状

地域の現状として、つながりの希薄化による高齢者や障がい者、子育て世帯等の孤立、高齢化により支援を必要とする高齢者の増加、買い物や通院といった日常的な移動手手段の不足、制度や相談先等の情報不足などが挙げられました。

地域の課題

現状を踏まえた課題として、孤立する市民の居場所や交流の機会の提供、支援を必要とする市民の把握と支援、移動手手段や情報の確保などが挙げられました。

特に、高齢者では認知症高齢者の理解や対応方法、家族へのアプローチなど多様な視点からの支援、障がい者では移動や情報、就労など日常生活の様々な場面における支援が必要であることがわかりました。

また、子どもに対しては、保護者も含めた居場所の確保が必要であることがわかりました。

②【第2回】「みんなの幸せのために、必要なことは？」

地域でできる取組

第1回で出された意見に対して地域でできる取組として、隣近所や町会・自治会など小さな地域を基本にした居場所やつながりづくり、あいさつや見守りが多く挙げられました。なかでも、楽しめる、歩いて行ける、気軽に相談できるなどの「気軽さ」がキーワードになっていました。

また、移動手手段の確保の視点から、ボランティアによる買い物やごみ出しの支援、それに関わる人材育成・募集といった取組が挙げられました。

個別の課題に対しては、地域と地域包括支援センターの連携、障がい者との交流、地域の手話通訳士の養成などが挙げられました。

③【第3回】「誰が、いつまでに、何をするのか？」

実施主体（誰が）

地域活動を担う主体としては、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアが多く挙げられました。一方で、ハード面の整備や安全・安心に関わることなどで、行政や警察等の機関が挙げられました。

優先順位（いつまでに）

取組の優先順位としては、全体的に町会・自治会の取組の優先度が高くなっていました。また、子育て環境の整備、障がい者の病院の受け入れ、ごみ出しボランティア、手話通訳士の設置などは、個別の取組の中でも特に優先度が高くなっていました。

重要な視点（何をするのか）

取組を進める上で特に重要な視点としては、地域活動への参加促進、若い世代の地域活動への参加、行政による地域活動への後方支援などが挙げられました。

④まとめ

第1回から第3回のワークショップにおいて、地域における様々な生活問題に対して、市民や地域の団体等が解決に向けて主体的に活動していくという視点と、行政が課題を解決するために取り組むべきという視点に分かれた多様な意見が出されました。

本市の第1期計画の基本目標である「絆づくり」「人づくり」「安全・安心づくり」の分野で分けると、「絆づくり」では、隣近所や町会・自治会を主体としたつながりづくりや拠点づくりが主な取組となっています。

「人づくり」では、町会・自治会に加えて、事業者やボランティア、団体等が主体となった活動やしゅくみづくり、人材育成等が主な取組となっています。

「安全・安心づくり」では、地域包括支援センターやシルバー人材センター、学校、警察など、地域の様々な主体による生活支援や情報提供、緊急時の支援等が主な取組となっています。また、情報発信や施設等に関する行政への要望も挙げられています。

4 困難事例把握調査

(1) 困難事例把握調査の概要

①調査目的

専門機関において、様々な困難を複合的に抱え問題が深刻化している事例やそれらの問題に対する組織としての取組など、本市における地域福祉の課題を専門的により深く把握するとともに、困難事例に取り組む上で課題となっていることや課題解決に向けて取り組むべきことなどを把握するため、専門機関を対象とした困難事例把握調査を実施しました。

②回答を得た専門機関等

分野	専門機関名
①高齢者	西部地域包括支援センターケアセンター八潮、南部地域包括支援センター埼玉回生病院、北部地域包括支援センターやしお寿苑、指定居宅介護支援事業所やしお寿苑、八潮中央訪問看護ステーション、ケアサポートこいずみ、ヴィレクール居宅介護支援事業所
②子ども	家庭児童相談室、健康増進課（保健センター）随時相談、子育て電話相談（南川崎保育所）
③障がい者	優愛介護サービス、八潮市生活支援センターあけぼの
④地域	八潮市社会福祉協議会

③調査項目

調査項目
これまでに扱った困難事例
困難事例への対応方法
対応にあたって連携した関係機関等
対応にあたって課題となったこと
課題解決に向けて取り組むべきこと
課題解決にあたり期待すること

④調査方法・調査期間

- 郵送による配布・郵送またはFAXによる回収（記名式）
- 平成28年6月20日～平成28年7月8日

⑤回答を得た困難事例件数

総数29件の困難事例が報告されました。内訳は、高齢者分野が15件、子ども分野が6件、障がい者分野が4件、その他の分野が4件でした。

(2) 困難事例把握調査の結果概要

①高齢者分野

高齢者分野の困難要因として、「独居」に係る事案（7件）では、病気や高齢による体力の低下に伴う歩行困難やうつ症状など日常生活に支障をきたしている事例や、金銭の管理能力の低下による散財の事例が報告されました。

また、「認知症」に係る事案（4件）では、認知症高齢者本人の他害行為（物や人に八つ当たりすること）や徘徊、認知症高齢者への虐待の事例が報告されました。

さらに、「家族」に係る事案（2件）では、本人と介護者の関係の構築に向け、介護者への支援を必要とする事例が報告されました。「生活困窮」に係る事案（1件）では、生活保護に至らない低所得者の事例、「セクハラ」に係る事案（1件）では、サービス利用者からヘルパーへのセクハラの事例が報告されました。

②子ども分野

子ども分野の困難要因として、「要保護児童」に係る事案（3件）では、母親の精神疾患や薬物依存が、子どもへの虐待やネグレクト*につながっている事例が報告されました。

また、「家族問題」に係る事案（3件）では、家庭児童相談室の対象年齢を超えた未成年の子どもが、親の介護や不登校等により、将来の進路に問題を抱えている事例などが報告されました。

③障がい者分野

障がい者分野の困難要因として、「知的障がい」に係る事案（3件）では、家族の病気により本人に支援が必要となった事例や家族に支援が必要となった事例、家庭内で不穏な状態（周囲への警戒心が強く、興奮したり、暴力を振るったりしやすい状態）が継続しながらも入院可能な施設が調整できなかった事例が報告されました。

また、「高次脳機能障がい」に係る事案（1件）では、家族とのサービス提供に関する調整が困難であったことから、本人への円滑なサービス提供に支障があった事例が報告されました。

④その他の分野

その他の分野の困難要因として、嫁姑問題に係る事案（1件）、身寄りのない65歳未満の市民に係る事案（2件）、病気によりごみ出しができない町会・自治会未加入者に係る事案（1件）が報告されました。

（3）困難事例に対する課題解決の取組の方向性

①専門機関における取組

専門機関に対して、他の関係機関との連携を強化し、見守り等の支援への参加が期待されています。

また、後見人制度の利用や介護者の心のケア、子どもの自立に向けた支援など、個別事例の解決に向けた具体的な課題が挙げられています。

②市民や地域における取組

市民や地域に対して、声かけや見守りなどの普段からの支援体制の強化が期待されています。特に、高齢者に対して、家族からの声かけや市民の理解や見守りが期待されています。

③行政機関等における取組

行政機関等に対して、関係機関との情報共有や役割を明確にした連携、サービス利用者や相談者の家族関係等を理解し、家族等の周囲の支援者も含めた柔軟かつ多角的な支援などが期待されています。

また、認知症に関する理解促進や支援のためのネットワークの構築、医療・福祉サービスの情報提供など、市民や事業所等に向けた働きかけも期待されています。

5 第1期計画での課題の整理

前述の地域福祉を取り巻く社会動向や本市の地域福祉を取り巻く概況、更にワークショップや困難事例把握調査などの現状から、課題を第1期計画の施策の柱を勘案し、次のように整理します。

(1) 課題の整理

①地域における絆づくり

【課題】

本市では、地域のつながりが希薄化する中で、これまで地域を支えてきた町会・自治会活動や地域活動の担い手が減少しています。子育てひろばやふれあいサロンなど地域の交流の場や活動場所は整備されてきていますが、まだ不十分な状況です。

こうした地域における様々な課題に対応するため、地域福祉における協働による新たな支え合いの仕組みを構築する必要があります。

②地域福祉意識の高揚

【課題】

本市では、地域福祉意識の高揚を図るため様々な取組を推進していますが、決して十分であるとは言えません。

今後も、市民の主体的なボランティア活動や地域活動への参加・参画^{*}を促進するため、多様な体験や学習の場を通じ、市民一人ひとりの地域福祉に対する理解や関心を深める必要があります。

③地域福祉を担う人材と活動団体の育成・支援

【課題】

本市では、地域福祉を担う新たな人材や活動団体の育成・支援を進めていますが、現状ではボランティア活動や地域活動の担い手が不足しています。

そのため、引き続き地域福祉を担う人材や活動団体の育成・支援を推進するとともに、相互に情報を共有することができるネットワークを整備し、課題解決に向けた実際の支援に結びつくためのコーディネート機能の在り方を明確化する必要があります。

④地域における包括的支援ネットワークづくり

【課題】

高齢化の進展により、認知症高齢者が増加しており、判断能力が十分でない市民等への支援の必要性が高まっています。地域で安心して生活ができるよう、各種権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、市民後見人の養成を進めていく必要があります。

また、支援を必要とするすべての市民が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、様々な生活問題を抱える市民に対し、横断的かつ包括的な支援を提供する必要があります。

⑤地域における社会的孤立防止対策

【課題】

孤立する市民や見守りを必要とする市民が増えており、そうした人が地域から孤立することがないように、市民が主体的にかかわる見守り活動を促進する必要があります。

また、虐待やネグレクトなど、様々な困難事例が報告されており、関係機関が相互に連携し解決を図るとともに、地域全体で気付き、支え合うことができる支援体制を構築する必要があります。

⑥生きがいつくりと社会参加

【課題】

社会参加・参画の機会を確保するため、ボランティア・NPO等への支援に取り組んでいます。

また、高齢者や障がい者等の就業機会の確保を図ることで、社会参加を促進します。

さらに多くの市民が主体的に地域に参加することができるよう、環境を整備するとともに、多様な社会参加の機会を充実する必要があります。

⑦第1期計画策定後の新たな社会問題

【課題】

生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る必要があります。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策を講じていく必要があります。

さらに、近年の自然災害により、緊急時や災害時に不安を抱える市民が多くなっており、関係機関と連携し、災害時要援護者^{*}情報の共有や福祉避難所の整備などを進めていく必要があります。

(2) 課題に対する施策の展開

上記の課題に対する取組は、第4章施策の展開（47頁から76頁）において記載しております。

第3章 計画の基本方針

1 地域福祉の将来像と共通理念

将来像

本計画における地域福祉の将来像は、施策の一貫性と継続性の観点から、第1期計画を踏襲し、次のとおり定めます。

**人と地域の絆を大切にし、
誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち**

将来像は、本市の地域福祉の目指す姿として、「人と地域の絆」「安心」「いきいきとした生活」を掲げています。

「人と地域の絆」には、ふれあいや支え合いの結果生まれる人と人、人と地域の結びつきを表しています。

また、「安心」「いきいきとした生活」には、すべての市民が安心して暮らし、かつ、生きがいを持って暮らしていくことを表しています。



共通理念

本計画の基本理念を次のとおり定め、この基本理念を福祉3計画（「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」、「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」）の「共通理念」として位置付けることとします。

地域における多様な主体が それぞれの役割を担いながら協働し、 福祉の力を高める地域づくり

人と地域の絆は、地域社会を構成するあらゆる人たちがそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、その多様な活動が結びついて初めて生まれるものであることから、互いの絆を深めていくために地域福祉の推進という共通の目的に向かい、力を合わせ協力していく協働の取組が必要となります。

地域社会を構成するあらゆる人たちが協働することで多様な課題を発見し、解決することができる福祉の力が高まるような地域づくりを進めます。

将来像の実現に向けては、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、自分たちの持っている特性を生かし、かつ、それぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら地域福祉の推進という共通の目的に向かって取り組みます。

また、そうした取組を「協働」として捉え、これらの取組の点と点が結びつき、つながり合うことで面的な広がりへと展開し、地域において互いに助け合い支え合う力を高め、地域全体に波及していくことを目指します。

なお、共通理念は、地域福祉の将来像を実現させるための基本となる考え方とし、福祉3計画の基本理念については、各計画において個別に定めるものとします。

2 計画の基本的な考え方

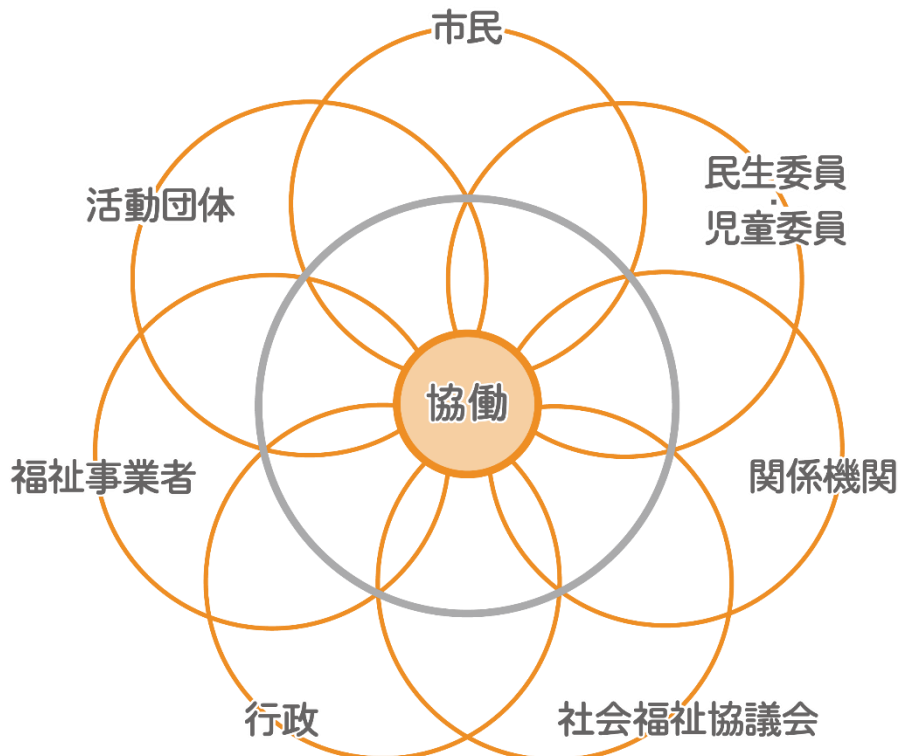
多様な主体による「協働」

本市では、「まちづくりの主役は市民であり、その市民と行政が協働してまちづくりを推進する」という考え方に基づいてまちづくりを進めています。

本市のまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めた「八潮市自治基本条例」においても協働の原則が定められており、そこでは、「市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること」と定められています。

地域福祉の推進にあたっては、こうした基本的な考え方を踏まえ、地域福祉を組織的に支えていく町会・自治会、ボランティア団体・NPO、企業・商工関係団体等の活動団体、福祉事業者、民生委員・児童委員、教育機関や医療機関等の関係機関、社会福祉協議会、行政など、地域福祉活動を担う各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に補完し合いながら「協働」を図ることで地域の課題をともに解決していくこととします。

■地域福祉を推進するための「協働」のイメージ



各主体の役割

前述の協働の在り方を踏まえ、地域福祉を推進していく上での各主体の役割を次のとおり整理します。

市民

市民には、地域福祉の担い手でもあることから、市民一人ひとりが地域福祉に対する学びと理解を深めていくとともに、地域において自らができることを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められます。

また、福祉サービスの利用者として、福祉サービスの内容やその適切な利用についても学ぶ姿勢も求められます。

活動団体

活動団体には、地域福祉を組織的に支えていく基盤となることから、あらゆる市民に対し、地域福祉活動への参加の機会を提供するとともに、参加の呼びかけや受け入れを促進するなど、地域に密着した活動が求められます。

また、支援を必要とする人たちの多様化するニーズに対応していくため、活動団体間の連携や地域福祉を担う主体間との連携を図るなど、自らの活動内容を一層充実していく姿勢も求められます。

【町会・自治会】

町会・自治会など地縁に基づく組織には、市民の日常生活においても特に身近な存在であり、地域福祉の基盤となる組織でもあることから、市民の地域生活を支える活動を一層推進していくとともに、支援が必要な人の情報や地域で起こっている様々な生活問題に対し、地域福祉を担う主体間で連携して必要な支援につなげていく役割が求められます。

【ボランティア団体・NPO】

ボランティア団体・NPOには、地域の課題解決に専門的・主体的に取り組む役割を担うことから、自らの活動内容を一層充実・発展させていくとともに、地域福祉を担う主体間との連携による地域福祉の推進が求められます。

【企業・商工関係団体】

企業・商工関係団体には、地域コミュニティの一員として、自分たちの持っている特性を生かしながら社会貢献事業等に積極的に取り組むとともに、地域福祉を担う主体間との連携による地域福祉の推進が求められます。

福祉事業者

福祉事業者には、福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに応じていくことが求められることから、地域社会と地域福祉を担う主体間との関係を一層強め、かつ、連携していく中で市民の抱える潜在的なニーズの把握や専門的な視点からの情報提供、相談等の課題解決の役割が求められます。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員には、身近な地域において、相談ごとや困りごとを抱えた人たちへの様々な支援を行う役割を担うことから、これまでの地域に根差した活動の蓄積を生かし、市民の抱える潜在的ニーズを発見し、専門的な支援につなげていく役割が求められます。

関係機関

【教育機関】

教育機関には、地域社会と連携を図りながら、地域の人たちがともに学ぶ中で、ノーマライゼーションの考え方のもと、福祉意識を育み、地域とのつながりを築き、これからの地域社会を担う人材を育てる役割が求められます。

また、地域に開かれた教育機関としての役割やいじめ、虐待等の困難事例への取組も求められます。

【医療機関】

医療機関には、地域福祉の分野と連携を図りながら、適切な医療サービスを提供して市民の安全・安心な地域生活を支えるとともに、専門的な視点からの情報提供や相談、地域福祉を担う主体間との連携による課題解決の役割が求められます。

【保健所】

保健所には、医療機関等と連携を図りながら、予防から治療まで切れ目なく総合的に、保健、医療、福祉サービスを提供できるよう、連携調整等を行うことが求められます。

第3章 計画の基本方針

【児童相談所】

児童相談所には、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化する中で、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るなど、地域におけるきめ細かな援助が求められます。

【警察】

事件や事故への対応はもとより、より地域に根ざした警察活動を推進し、地域住民が安全で安心して暮らすことのできる地域づくりの一翼を担っていくことが求められます。

【消防】

近年、地震や火山活動などの大規模な自然災害が頻発しており、こうした様々な災害に適切に対応するために、関係機関とのより一層の連携が求められます。

社会福祉協議会

社会福祉協議会には、市民の地域福祉活動への参加促進をはじめ、地域福祉活動に対する支援を行うとともに、多様な地域福祉活動組織との間に構築された関係性を生かし、地域福祉を担う主体との多様な地域資源のつながり・ネットワーク化推進のコーディネーターとしての機能を果たしていくことが求められます。

行政

行政には、公共サービスの担い手としてだけでなく、協働のための舞台づくりのコーディネーターとして役割を果たしていくことが重要であり、地域福祉を推進していく上で、地域の誰もがいきいきとした生活を送ることができるよう、「家族や地域で助け合い支え合う『互助』」を基本に「市民一人ひとりが、自分でできることは自分でする『自助』」、「介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である『共助』」、そして、「自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う『公助』」が連携・一体となった施策を推進していく役割が求められます。

近年では特に、公助における専門的な対応を図るとともに、支援が必要な人に対する的確にその手が届く仕組みを確立することや支援が必要な人に対するサービスや関係機関との調整など、地域福祉のセーフティネット機能を果たしていくことが求められます。

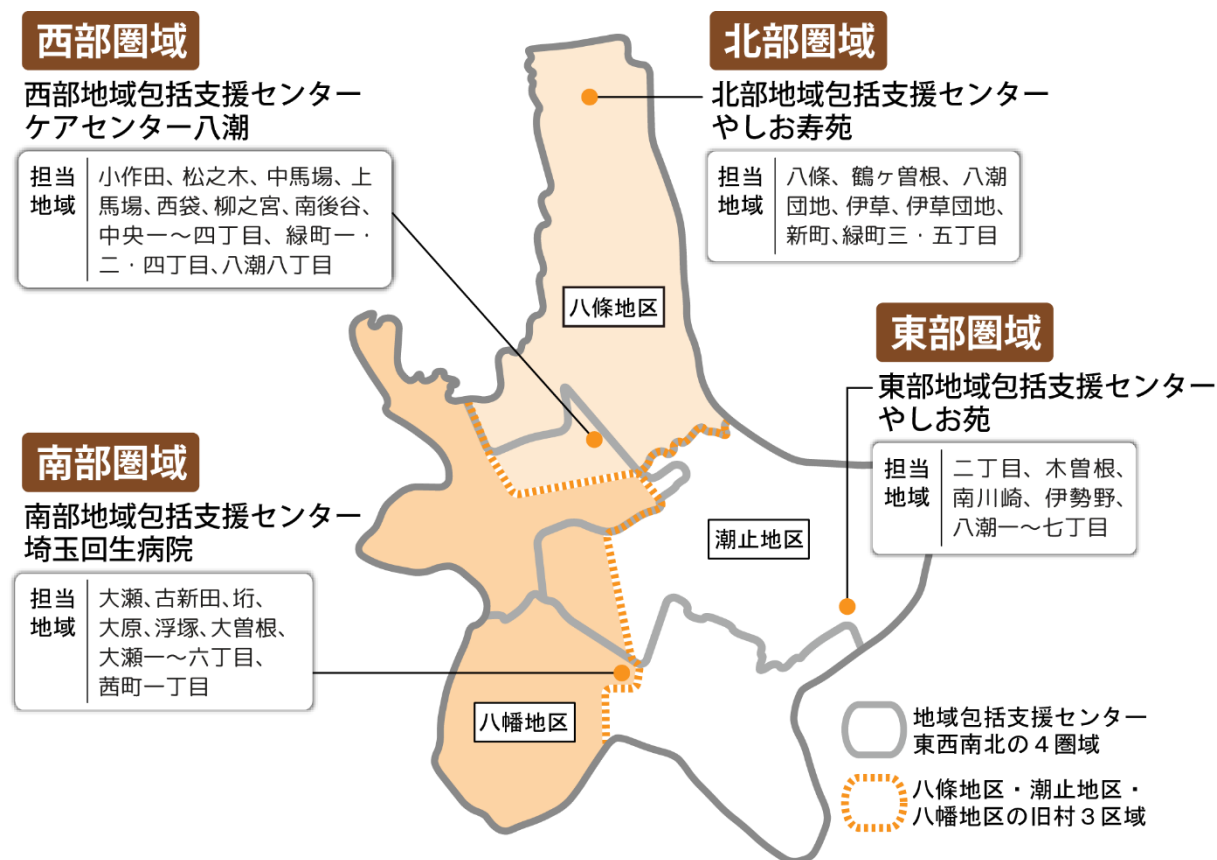
3 地域福祉圏域

地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、地域にある様々な生活問題の解決を図っていくには、地域の実情に応じ、市民の生活実態に即した適切な地域の圏域設定を行う必要があります。

第1期計画では、従来の町会・自治会等のコミュニティ活動や民生委員・児童委員活動など、地域に根差した地域福祉活動の現状と身近にある生活問題に対し、より広い圏域で共有化され、かつ、ネットワークの構築により解決が図られる最適な圏域として、「八條地区・潮止地区・八幡地区の旧村3区域」を圏域の基本とし、計画を推進してきました。

今後は、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築するため、「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定めている日常生活圏域^{*}を将来的な地域福祉圏域とする計画を推進していきます。

■ 地域福祉圏域図



第4章 施策の展開

基本目標と施策体系

共通理念である「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」を推進するため、本計画では、「絆づくり」、「人づくり」、「安全・安心な暮らしづくり」を基本目標に据え、その達成に向けた取組を進めます。

基本目標	施策の柱	施策の内容
1 【絆づくり】 ともに手を携え互いに 支え合う地域づくりの推進	1 地域における絆づくりの推進	1 コミュニティ活動の促進
		2 地域における新たな相互支援システムの構築
2 【人づくり】 地域福祉意識の高揚と 地域福祉を支える 担い手づくりの推進	1 地域福祉意識の高揚	1 地域福祉に対する意識の啓発
	2 地域福祉を担う人材と活動団体の育成・支援	1 地域福祉を担う人材の育成と そのための支援 2 地域福祉を担う活動団体の育成と そのための支援
3 【安全・安心な暮らしづくり】 安全に安心して生きがいを持 って住み続けられる 地域づくりの推進	1 地域における包括的支援 ネットワークづくりの推進	1 市民の権利擁護の充実 2 様々な福祉課題に対する相談・ 支援体制の充実 3 地域生活を支える保健・医療・福祉の 連携体制の充実
	2 地域における社会的孤立 防止対策の推進	1 地域における社会的孤立防止対策の 推進
	3 生きがいづくりと社会参加・ 参画の促進	1 誰もがいきいきと生活するための 社会参加・参画の促進
	4 新たな社会問題解決の施策	1 生活困窮者（子どもの貧困を含む） 支援対策の推進 2 災害時要援護者支援対策の推進

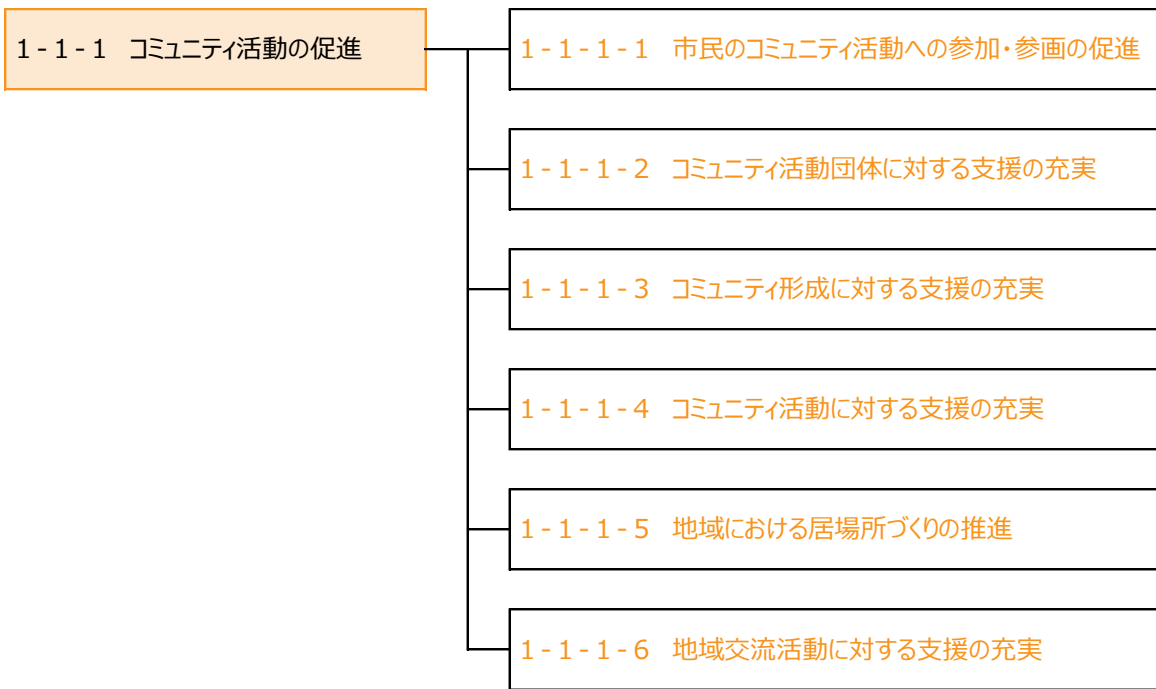
基本目標	施策の柱	施策の内容
1 【絆づくり】 ともに手を携え互いに 支え合う地域づくりの推進	1 地域における絆づくりの推進	1 コミュニティ活動の促進 2 地域における新たな相互支援システムの構築

1 - 1 - 1 コミュニティ活動の促進

▶ 施策の展開

多くの市民の地域への参加・参画を促進するため、地域福祉の基盤となるコミュニティ活動を活性化し参加・参画の機会を確保するとともに、コミュニティ活動団体間のネットワークを充実します。

また、地域において、心のよりどころを持てる場として、子育て中の親や乳幼児、児童、生徒、障がい者、高齢者などが集える居場所を確保するなど、地域の絆づくりに大切な思いやりの心を醸成するための交流の場や機会の充実を図ります。



▶ 計画期間の事業展開

1-1-1-1 市民のコミュニティ活動への参加・参画の促進

町会・自治会等の活動団体と連携を図りながら、地域で展開される各種コミュニティ活動の情報発信に積極的に取り組み、広く市民のコミュニティ活動への参加・参画の機会拡充を図るなど、市民のコミュニティ活動への参加・参画を促進します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために
基本施策(1) 情報提供体制の充実
基本目標5 地域で支える福祉のために
基本施策(3) 地域の福祉人材の確保

[資料編 99 頁]

1-1-1-2 コミュニティ活動団体に対する支援の充実

コミュニティ活動団体が実施するコミュニティ活動を地域全体に発展させ、活性化するため、コミュニティ活動団体間のネットワークを充実します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標4 安心して生活できるために
基本施策(5) 地域ぐるみの協力体制の整備

[資料編 99 頁]

1-1-1-3 コミュニティ形成に対する支援の充実

地域コミュニティ形成を活性化するため、町会・自治会等の活動団体と連携を図りながら、町会・自治会への加入促進に努めます。

また、大規模な集合住宅が新たに建設された際には、地域コミュニティ形成に向け支援します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第1章 社会参加の促進と生きがづくり 生きがづくりと生涯学習活動の支援
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標4 安心して生活できるために 基本施策(5) 地域ぐるみの協力体制の整備

[資料編 100 頁]

1-1-1-4 コミュニティ活動に対する支援の充実

コミュニティ活動を活性化するため、各種コミュニティ活動に対する支援を充実します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第1章 社会参加の促進と生きがづくり 世代間交流の促進 生きがづくりと生涯学習活動の支援

[資料編 101 頁]

1-1-1-5 地域における居場所づくりの推進

世代を問わず同じ地域に住む市民がいつでも安心していきいきとした生活が送れるよう、既存施設を活用するなどして自由に気軽に集える居場所づくりを推進します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第3章 地域支援事業の推進 地域支援事業の推進
【八潮市子ども・子育て支援事業計画】
第1章 子ども・子育て支援の新たな取組 2 地域子ども・子育て支援事業の提供 8 子ども週末活動等の支援
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標5 地域で支える福祉のために 基本施策(2) 交流の促進

[資料編101頁]

1-1-1-6 地域交流活動に対する支援の充実

地域の絆づくりを推進するため、地域における交流活動に対する支援を充実します。

■福祉3計画での位置付け

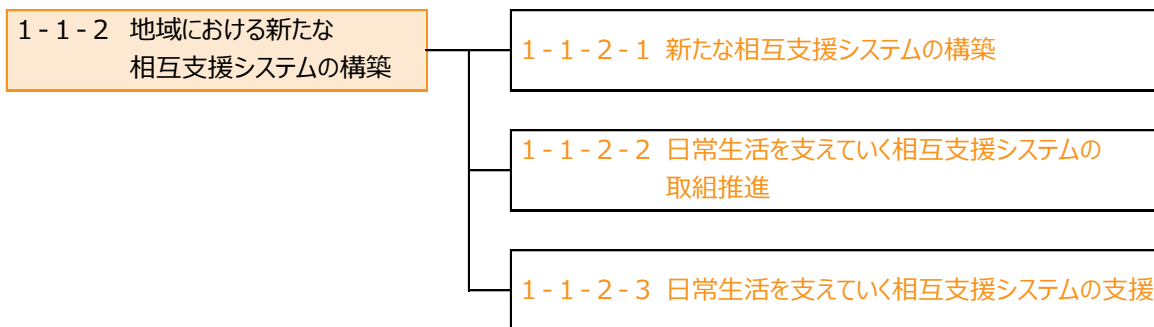
【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第1章 社会参加の促進と生きがいつくり 世代間交流の促進 生きがいつくりと生涯学習活動の支援
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標2 自立して暮らし続けるために 基本施策(4) 日中活動の場の充実 基本目標5 地域で支える福祉のために 基本施策(1) 啓発の推進 基本施策(2) 交流の促進

[資料編102頁]

1 - 1 - 2 地域における新たな相互支援システムの構築

▶ 施策の展開

各種生活上の福祉的課題や地域における様々な生活課題に対応するため、支援を必要とする人たちとその家族・その他関係諸機関などが相互に連携を図りながら、生活を支える「相互支援システム（日常生活を支える支援サービス体制）」を構築するとともに、地域における取組を推進します。



▶ 計画期間の事業展開

1-1-2-1 新たな相互支援システムの構築

各種生活上の福祉的課題や地域における様々な生活課題等に対応するため、関係諸機関と連携を図りながら、生活を支える「相互支援システム（日常生活を支える支援サービス体制）」を構築します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第3章 地域支援事業の推進
 地域支援事業の推進

第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備
 住まいの支援の推進

[資料編 103 頁]

1-1-2-2 日常生活を支えていく相互支援システムの取組推進

買物や配食、移動、力仕事など、地域における支援を必要とする人たちの生活を支える「相互支援システム（日常生活を支える支援サービス体制）」の取組を推進します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第1章 社会参加の促進と生きがづくり 社会参加の支援 第3章 地域支援事業の推進 地域支援事業の推進 第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備 高齢者在宅福祉サービスの充実
【八潮市子ども・子育て支援事業計画】
第1章 子ども・子育て支援の新たな取組 2 地域子ども・子育て支援事業の提供
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために 基本施策(4) 障がい者参画の促進 基本目標2 自立して暮らし続けるために 基本施策(3) 地域生活を支えるサービスの充実 基本目標4 安心して生活できるために 基本施策(1) 移動・交通対策の推進 基本施策(3) 福祉のまちづくりの推進

[資料編 104 頁]

1-1-2-3 日常生活を支えていく相互支援システムの支援

関係諸機関が実施する地域支え合い活動を活性化するため、各種助成事業を実施するなど、地域における「相互支援システム（日常生活を支える支援サービス体制）」の支援を充実します。

■福祉3計画での位置付け

<p>【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】</p> <p>第1章 社会参加の促進と生きがづくり 社会参加の支援</p> <p>第3章 地域支援事業の推進 地域支援事業の推進</p>
<p>【八潮市子ども・子育て支援事業計画】</p> <p>第1章 子ども・子育て支援の新たな取組 2 地域子ども・子育て支援事業の提供</p>
<p>【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】</p> <p>基本目標4 安心して生活できるために 基本施策（1）移動・交通対策の推進</p>

[資料編 105 頁]

基本目標	施策の柱	施策の内容
<p>2 【人づくり】 地域福祉意識の高揚と 地域福祉を支える 担い手づくりの推進</p>	<p>1 地域福祉意識の高揚</p>	<p>1 地域福祉に対する意識の啓発</p>
	<p>2 地域福祉を担う人材と 活動団体の育成・支援</p>	<p>1 地域福祉を担う人材の育成と そのための支援</p> <p>2 地域福祉を担う活動団体の育成と そのための支援</p>

2 - 1 - 1 地域福祉に対する意識の啓発

▶ 施策の展開

市民による身近な地域福祉活動への参加・参画を促進するため、地域福祉に対する意識の啓発と高揚を図るための取組を推進します。

2-1-1 地域福祉に対する意識の啓発

2-1-1-1 地域福祉教育の推進

2-1-1-2 地域福祉意識の普及啓発

▶ 計画期間の事業展開

2-1-1-1 地域福祉教育の推進

子どもの頃から人を思いやる心を育み、地域福祉に対する学びや理解を深め次世代を担う福祉人材育成のため、小中学校における「ふるさと科（総合的な学習の時間）」等を通じ、福祉体験学習を実施します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備
認知症対応施策の充実

【八潮市子ども・子育て支援事業計画】

第1章 子ども・子育て支援の新たな取組
3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標3 社会参加を進めるために
基本施策（2）学校教育の充実
基本目標5 地域で支える福祉のために
基本施策（1）啓発の推進

[資料編 106 頁]

2-1-1-2 地域福祉意識の普及啓発

地域福祉意識を普及啓発するため、市ホームページや広報紙、パンフレットの作成・配布等を通じた活動に取り組みます。

■福祉3計画での位置付け

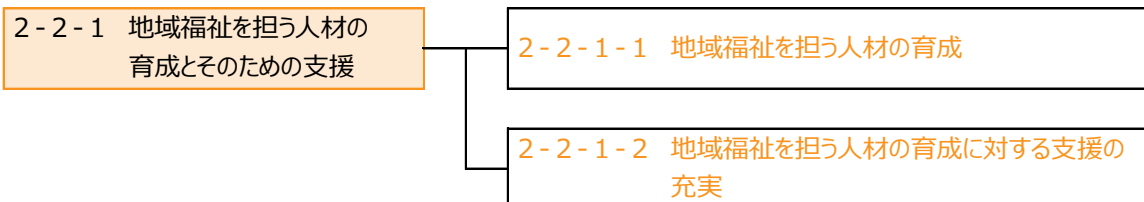
【八潮市子ども・子育て支援事業計画】
第1章 子ども・子育て支援の新たな取組 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立がはかれるようにするために必要な雇用
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標4 安心して生活できるために 基本施策(3) 福祉のまちづくりの推進 基本施策(6) 障がい者の権利擁護 基本目標5 地域で支える福祉のために 基本施策(1) 啓発の推進

[資料編 107 頁]

2 - 2 - 1 地域福祉を担う人材の育成とそのための支援

▶ 施策の展開

ボランティアをはじめとする地域福祉の各分野に携わる様々な職種の人材を育成するため、多様な学びの機会を充実します。



▶ 計画期間の事業展開

2-2-1-1 地域福祉を担う人材の育成

地域福祉を担う人材を育成するため、出前講座・市民大学をはじめとする各種研修会・講座等を充実します。

また、地域福祉課題を解決することのできる専門職の配置を検討します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備
権利擁護施策の推進

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために
基本施策(2) 相談体制の充実
基本目標4 安心して生活できるために
基本施策(2) コミュニケーション手段の充実
基本目標5 地域で支える福祉のために
基本施策(1) 啓発の推進
基本施策(3) 地域の福祉人材の確保

[資料編 108 頁]

2-2-1-2 地域福祉を担う人材の育成に対する支援の充実

地域福祉を担う人材の育成に対する支援の充実を図るため、各種助成事業を充実します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第1章 社会参加の促進と生きがいづくり 社会参加の支援
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標5 地域で支える福祉のために 基本施策(3) 地域の福祉人材の確保

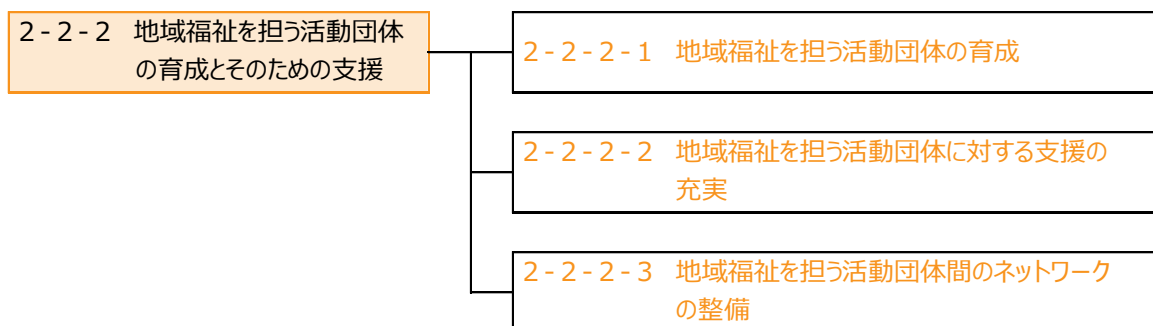
[資料編 109 頁]

2 - 2 - 2 地域福祉を担う活動団体の育成とそのための支援

▶ 施策の展開

市民が地域において幅広く活発に活動することができるよう、地域福祉を担う活動団体を育成します。

また、活動団体同士が相互に情報を共有し、活動を展開することができるよう拠点やネットワークを整備します。



▶ 計画期間の事業展開

2-2-2-1 地域福祉を担う活動団体の育成

地域福祉を担う活動団体の運営を強化・活性化していくため、各種研修会・講習会を充実します。

また、地域福祉を担う新たな活動団体が立ち上がるよう働きかけます。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第1章 社会参加の促進と生きがいつくり

生きがいつくりと生涯学習活動の支援

第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備

情報提供の充実

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標5 地域で支える福祉のために

基本施策(3) 地域の福祉人材の確保

[資料編 110 頁]

2-2-2-2 地域福祉を担う活動団体に対する支援の充実

地域福祉を担う活動団体が地域において活発に活動できるよう、情報の収集・提供、人材育成等の支援を充実します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第1章 社会参加の促進と生きがいづくり 社会参加の支援
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標2 自立して暮らし続けるために 基本施策(3) 地域生活を支えるサービスの充実 基本目標5 地域で支える福祉のために 基本施策(3) 地域の福祉人材の確保

[資料編 111 頁]

2-2-2-3 地域福祉を担う活動団体間のネットワークの整備

地域福祉を担う活動団体同士が相互に連携して取り組むことができるよう、活動団体同士の交流会の開催や情報紙の共同発行等を通じ、相互の交流を促進します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第3章 地域支援事業の推進 地域ケア体制(相談体制)の充実
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために 基本施策(1) 情報提供体制の充実 基本施策(2) 相談体制の充実 基本目標5 地域で支える福祉のために 基本施策(3) 地域の福祉人材の確保

[資料編 111 頁]

基本目標	施策の柱	施策の内容
<p>3 【安全・安心な暮らしづくり】 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる 地域づくりの推進</p>	<p>1 地域における包括的支援ネットワークづくりの推進</p>	<p>1 市民の権利擁護の充実</p> <p>2 様々な福祉課題に対する相談・支援体制の充実</p> <p>3 地域生活を支える保健・医療・福祉の連携体制の充実</p>
	<p>2 地域における社会的孤立防止対策の推進</p>	<p>1 地域における社会的孤立防止対策の推進</p>
	<p>3 生きがいづくりと社会参加・参画の促進</p>	<p>1 誰もがいきいきと生活するための社会参加・参画の促進</p>
	<p>4 新たな社会問題解決の施策</p>	<p>1 生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進</p> <p>2 災害時要援護者支援対策の推進</p>

3 - 1 - 1 市民の権利擁護の充実

▶ 施策の展開

判断能力が十分でない人が地域で安心して生活ができるよう、各種権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、関係諸機関と連携を図りながら、権利擁護が必要な人への支援を推進します。

3-1-1 市民の権利擁護の充実

3-1-1-1 権利擁護支援体制の充実

▶ 計画期間の事業展開

3-1-1-1 権利擁護支援体制の充実

判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、地域で安心して生活ができるよう、関係諸機関と相互に連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業^{*}等の周知・活用を推進するとともに、市民後見人の育成を図ります。

また、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に応える体制を充実するため、関係機関と協議し、成年後見センターについて検討します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第3章 地域支援事業の推進

地域支援事業の推進

第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備

権利擁護施策の推進

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために

基本施策(4) 障がい者参画の促進

[資料編 112 頁]

3 - 1 - 2 様々な福祉課題に対する相談・支援体制の充実

▶ 施策の展開

様々な生活問題を抱える人が地域で安心して生活ができるよう、相談体制を推進します。

また、必要な支援やサービスへと迅速かつ的確につなげられるよう、関係諸機関と連携した支援体制の充実を図ります。

3-1-2 様々な福祉課題に対する
相談・支援体制の充実

3-1-2-1 地域における相談・支援体制の整備

▶ 計画期間の事業展開

3-1-2-1 地域における相談・支援体制の整備

介護に関する問題、子どもに関する問題、子育てに関する悩み、障がい者に関する就労や日常生活を営む上での問題、経済的な問題など様々な生活問題を抱えた市民がより身近な地域で気軽に生活上のあらゆる相談ができるよう、地域における相談窓口の機能をもつ相談体制を推進します。

また、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係する機関につなげるなどの対応ができるよう、地域における支援体制を推進します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第3章 地域支援事業の推進

地域支援事業の推進

地域ケア体制（相談体制）の充実

第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備

認知症対応施策の充実

相談・苦情対応体制の充実

【八潮市子ども・子育て支援事業計画】

第1章 子ども・子育て支援の新たな取組

2 地域子ども・子育て支援事業の提供

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

7 妊娠・出産・育児までの切れ目のない保健対策

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために

基本施策（2）相談体制の充実

[資料編 113 頁]

3 - 1 - 3 地域生活を支える保健・医療・福祉の連携体制の充実

▶ 施策の展開

子どもや障がい者、高齢者など、支援を必要とするすべての人たちが地域で安全・安心に暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

3-1-3 地域生活を支える保健・医療・福祉の連携体制の充実

3-1-3-1 保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実

▶ 計画期間の事業展開

3-1-3-1 保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実

子どもや障がい者、高齢者など、支援を必要とするすべての人たちが地域で安全・安心に暮らしていけるよう、保健・医療・福祉分野が相互に連携を図りながら、一体化したサービスが提供できるよう、支援体制を充実します。

また、保健・医療・福祉分野の連携を深めていくため、これらの分野全般に通じた人材を育成します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第3章 地域支援事業の推進
 地域支援事業の推進
 地域ケア体制（相談体制）の充実

【八潮市子ども・子育て支援事業計画】

第1章 子ども・子育て支援の新たな取組
 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

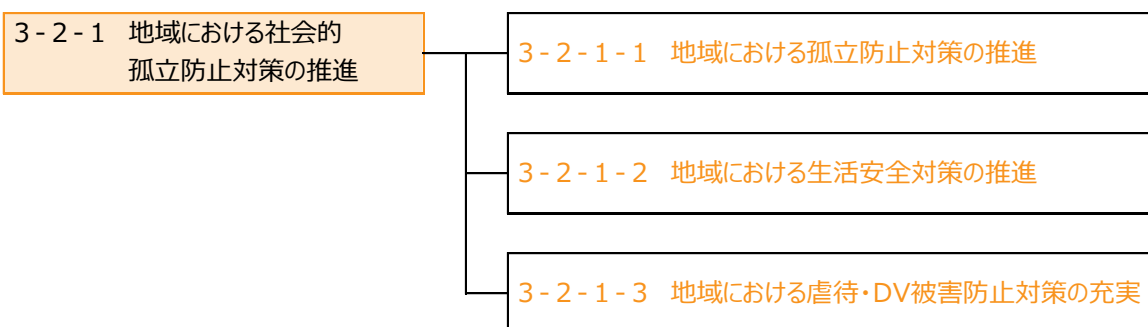
基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために
 基本施策(2) 相談体制の充実
 基本目標2 自立して暮らし続けるために
 基本施策(1) 療育体制の整備

[資料編 114 頁]

3 - 2 - 1 地域における社会的孤立防止対策の推進

▶ 施策の展開

市民が社会から孤立したり、自殺や犯罪等の危険に巻き込まれたりすることのないよう、地域における見守り活動を促進するとともに、関係諸機関と連携し、未然に防止する体制を推進します。



▶ 計画期間の事業展開

3-2-1-1 地域における孤立防止対策の推進

高齢者や障がい者、引きこもり*状態の人たちなどとその家族も含め、誰一人として地域から孤立することのないよう、関係諸機関と相互に連携し、地域における見守り体制、安全・安心な暮らしをサポートする体制を推進します。

また、孤立防止対策に関するパンフレットの作成・配布や講演会・研修会等の開催を通じ、地域における孤立防止のための意識啓発を推進します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備 高齢者支援ネットワーク体制の充実
【八潮市子ども・子育て支援事業計画】
第1章 子ども・子育て支援の新たな取組 2 地域子ども・子育て支援事業の提供
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標4 安心して生活するために 基本施策(5) 地域ぐるみの協力体制の整備

[資料編 115 頁]

3-2-1-2 地域における生活安全対策の推進

悪質商法による消費者被害をはじめ、地域における犯罪を未然に防止するため、関係諸機関と相互に連携し、地域の安全パトロール活動を充実します。

また、地域における生活安全対策を推進するため、これらの連携による幅広い見守りのネットワークを充実します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備 高齢者支援ネットワーク体制の充実
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標4 安心して生活するために 基本施策(4) 防災・防犯対策の充実

[資料編 115 頁]

3-2-1-3 地域における虐待・DV被害防止対策の充実

高齢者虐待や児童虐待、障がい者虐待、DV被害に対し、早期発見・早期対応することができるよう、関係諸機関と相互に連携し、幅広い見守りのネットワークを推進します。

また、地域における虐待・DV被害防止に向けた意識啓発を推進するため、パンフレットの配布や講演会・研修会等の開催を実施します。

■福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】
第3章 地域支援事業の推進 地域支援事業の推進
第4章 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備 高齢者支援ネットワーク体制の充実
【八潮市子ども・子育て支援事業計画】
第1章 子ども・子育て支援の新たな取組 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う 施策との連携
【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】
基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために 基本施策(2) 相談体制の充実
基本目標4 安心して生活するために 基本施策(6) 障がい者の権利擁護

[資料編 116 頁]

3-3-1 誰もがいきいきと生活するための社会参加・参画の促進

▶ 施策の展開

ボランティアやコミュニティ活動など、生きがいを求めて社会参加を希望する人たちが自主的かつ積極的に参加・参画することができるよう、関係諸機関と連携し体制を推進します。

3-3-1 誰もがいきいきと生活するための社会参加・参画の促進

3-3-1-1 地域における生きがいづくりと社会参加・参画の促進

▶ 計画期間の事業展開

3-3-1-1 地域における生きがいづくりと社会参加・参画の促進

生きがいを求めて社会参加・参画を希望する人たちに対し、より身近な地域でその活躍の場を確保するため、活動を支援します。

また、NPO活動やコミュニティビジネス*等を、地域における新たな社会貢献活動に結びつけることができるよう推進します。

■ 福祉3計画での位置付け

【第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第1章 社会参加の促進と生きがいづくり
社会参加の支援
世代間交流の促進
生きがいづくりと生涯学習活動の支援

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために
基本施策(4) 障がい者参画の促進
基本目標2 自立して暮らし続けるために
基本施策(4) 日中活動の場の充実
基本目標3 社会参加を進めるために
基本施策(5) 学習機会・活動の場の充実
基本施策(6) スポーツ・文化・芸術活動の促進

[資料編 117 頁]

3 - 4 - 1 生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進

▶ 施策の展開

課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、生活困窮者の自立支援に向けた新たな施策を推進するとともに子どもの貧困対策に取り組みます。

3-4-1 生活困窮者(子どもの貧困を含む)支援対策の推進

3-4-1-1 生活困窮者(子どもの貧困を含む)支援対策の推進

▶ 計画期間の事業展開

3-4-1-1 生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進

生活保護の受給に至る前の段階で生活に困窮している市民に対し、自立支援に向けた支援プランの作成や生活の安定に向けた支援を実施するとともに、実態の把握に努めます。

なお、的確かつ効果的に支援するため、現在実施している自立相談支援事業や就労支援事業、住居確保給付金に加え、任意事業である就労準備支援事業や家計相談支援事業等の実施について検討します。

また、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の中学・高校生に対して、個々の学力に合わせた学習支援や高校進学等に関する進路相談を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切るための対策の充実に努めます。

3 - 4 - 2 災害時要援護者支援対策の推進

▶ 施策の展開

災害発生時に自分の身を守ることが困難な災害時要援護者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、個人情報保護に配慮しつつ、要援護者の状況把握を行い、避難情報や安否情報確認の伝達など、避難支援全般にかかわる協力体制の整備を推進します。

3-4-2 災害時要援護者支援対策の推進

3-4-2-1 災害時要援護者への支援対策の推進

▶ 計画期間の事業展開

3-4-2-1 災害時要援護者への支援対策の推進

災害時要援護者を地域全体で把握し、迅速かつ的確に支援するため、災害時要援護者リスト（災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿）の更新を随時行うとともに、災害時要援護者の情報を平常時から関係機関や地域の支援者と共有し、支援体制の充実を図ります。

また、市内の福祉避難所の充実に取り組みます。

■ 福祉3計画での位置付け

【第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画】

基本目標4 安心して生活できるために
基本施策（4）防災・防犯対策の充実

[資料編 119 頁]

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

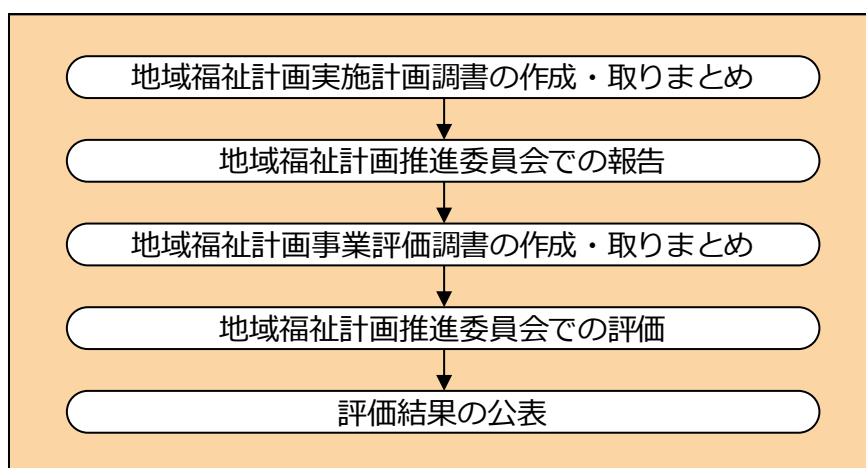
本計画に位置付けられた施策や事業を着実に実施していくため、次の体制に基づいた進行管理を行います。

(1) 実施計画調書及び事業評価調書の作成・取りまとめ

年度ごとに、地域福祉計画実施計画調書の作成・取りまとめを行い、地域福祉計画推進委員会にて報告を行うとともに、事業に着手します。

また、各年度の終了後、事業の実施状況を把握した上で、地域福祉計画事業評価調書の作成・取りまとめを行います。

なお、地域福祉計画実施計画調書及び地域福祉計画事業評価調書の作成・取りまとめについては、ふれあい福祉部内プロジェクトチームにおいて実施するものとします。



(2) 地域福祉計画推進委員会での評価

地域福祉計画推進委員会において、地域福祉計画実施計画調書及び地域福祉計画事業評価調書を通じ、事業の実施状況等を把握するとともに、進捗評価の妥当性の確認や課題解決のための改善策及び取組方針等について検討します。

(3) 評価結果の公表

地域福祉計画推進委員会からの評価結果を受け、その後、市ホームページ等を通じ、評価結果を公表します。

資料編

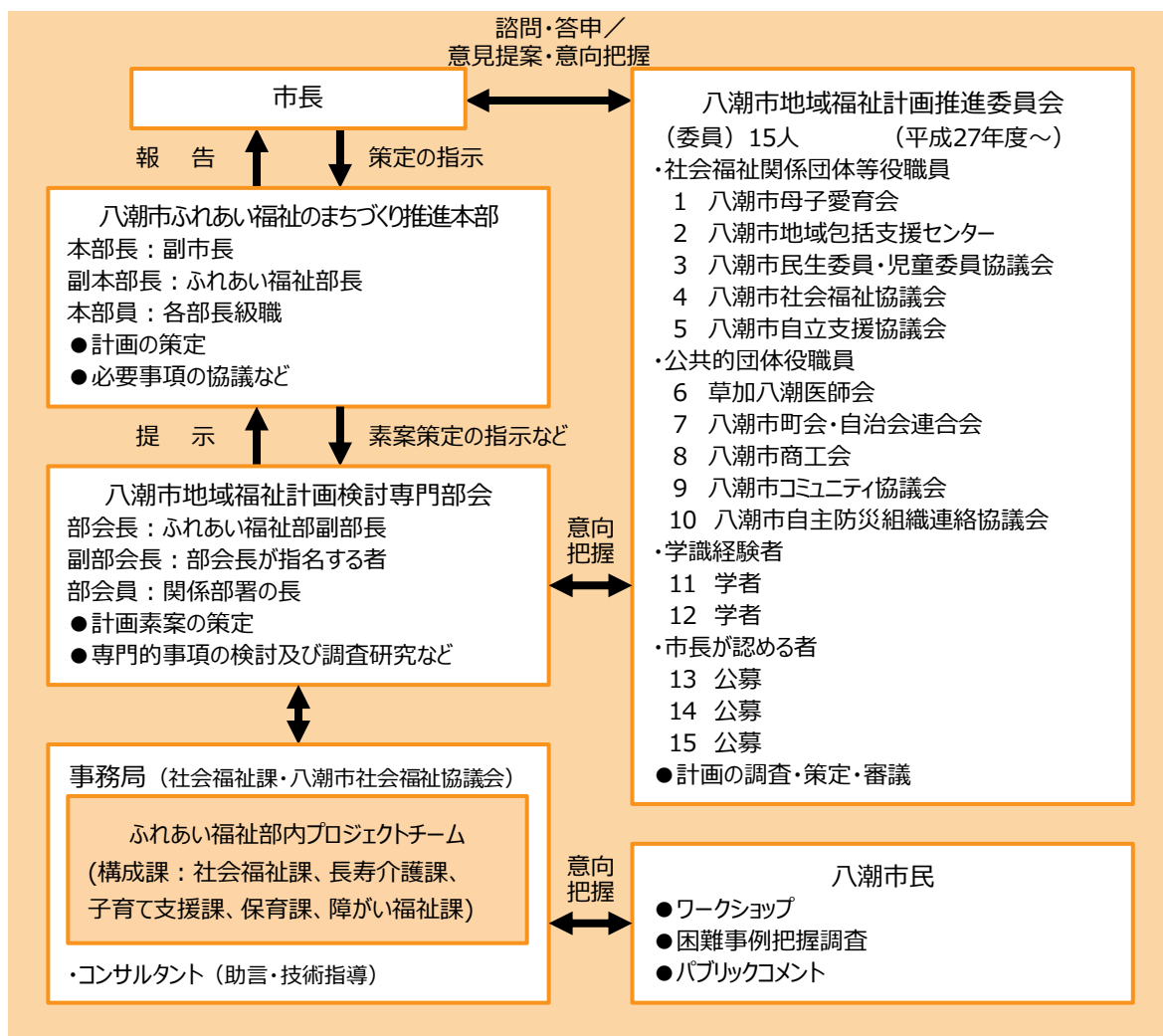
1 第2期八潮市地域福祉計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、社会福祉関係団体等役職員、公共的団体役職員、学識経験者、公募による市民などで構成する「八潮市地域福祉計画推進委員会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、庁内の関係部署で構成する「八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部」及び「八潮市地域福祉計画検討専門部会」において協議、検討を行いました。

計画の策定にあたっては、ワークショップや困難事例把握調査、パブリックコメントを実施し、市民意向の把握に努めました。

■ 計画の策定体制



2 第2期八潮市地域福祉計画推進委員会

(1) 八潮市附属機関設置条例（抜粋）

昭和57年4月1日
条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関名	職 務
八潮市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定及び改定その他地域福祉に関する施策の推進について調査審議する。

(2) 八潮市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の役職員
- (2) 公共的団体等の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、ふれあい福祉部社会福祉課において処理する。

資料編

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日まで」とする。

附 則（平成25年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 八潮市地域福祉計画推進委員会委員名簿

※敬称略（委員区分ごとに五十音順）

委員区分	氏名（敬称略）	選出団体
1号委員 （社会福祉を目的とする団体及び事業者の役職員）	川 上 泉	八潮市自立支援協議会
	篠 木 猛	八潮市民生委員・児童委員協議会
	島 田 明	八潮市民生委員・児童委員協議会
	萩 野 秀 夫	八潮市社会福祉協議会
	藤 井 敏 子	八潮市地域包括支援センター代表 南部地域包括支援センター
	森 泉 ナ ツ	八潮市母子愛育会
2号委員 （公共的団体等の役職員）	飯 田 ミエ子	八潮市商工会 女性部
	木 村 進	八潮市町会・自治会連合会
	杉 山 誠 一	一般社団法人草加八潮医師会
	藤 波 光 子	八潮市コミュニティ協議会
	古 見 満 夫	八潮市自主防災組織連絡協議会
3号委員 （学識経験を有する者）	新 井 利 民	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 准教授
	長 友 祐 三	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 学科長
4号委員 （その他市長が必要と認める者）	石 川 賢 吾	公募
	早 川 喜 代 子	公募
	堀 田 和 男	公募

※委員長 長友 祐三
副委員長 篠木 猛

(4) 諮問及び答申

八潮社福発第229号
平成28年5月24日

八潮市地域福祉計画推進委員会
委員長 長友 祐三 様

八潮市長 大山 忍

第2期八潮市地域福祉計画の策定について（諮問）

このことについて、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第2条及び社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条の規定に基づき、第2期八潮市地域福祉計画の策定について、貴委員会の意見を求めます。

平成29年3月1日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市地域福祉計画推進委員会
委員長 長友 祐三

第2期八潮市地域福祉計画の策定について（答申）

平成28年5月24日付け八潮社福発第229号で諮問のあった「第2期八潮市地域福祉計画の策定」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、第2期八潮市地域福祉計画は、八潮市の地域福祉の目指す姿として、「人と地域の絆を大切にし、誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち」を将来像として掲げています。

この将来像の実現に向け、地域社会を構成するあらゆる人たちとともに手を取り合い、地域福祉の推進に取り組まれることを望みます。

以 上

(5) 開催概要

月 日	事 項	備 考
平成 28 年 5 月 24 日	第 1 回八潮市地域福祉計画 推進委員会	議 題 (1)「第 2 期八潮市地域福祉計画」の策定 について ア 策定の体制について イ 策定のポイントについて ウ 策定のスケジュール(案)について
8 月 3 日	第 2 回八潮市地域福祉計画 推進委員会	議 題 (1)「第 2 期八潮市地域福祉計画」の策定 について 協議事項 ア 位置付けについて イ 将来像と基本理念について ウ 基本目標と施策について 報告事項 エ ニーズ調査(ワークショップ)の結 果について オ ニーズ調査(困難事例調査シート) の結果について
10 月 3 日	第 3 回八潮市地域福祉計画 推進委員会	議 題 (1)「第 2 期八潮市地域福祉計画(素案)」 について
11 月 28 日	第 4 回八潮市地域福祉計画 推進委員会	議 題 (1)「第 2 期八潮市地域福祉計画(素案)」 について
平成 29 年 2 月 23 日	第 5 回八潮市地域福祉計画 推進委員会	議 題 (1)「第 2 期八潮市地域福祉計画(素案)」 に対するご意見と市の考え方(案) について (2)「第 2 期八潮市地域福祉計画(素案)」 について (3) 答申書(案)について

3 パブリックコメント

【意見募集期間】

- ・平成28年12月10日（土）から平成29年1月13日（金）まで（35日間）

【公表先】

- ・市ホームページ、市役所（社会福祉課、840情報資料コーナー）、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、エイトアリーナ、八潮メセナ、やしお生涯学習館及び保健センター

【意見を提出できる方】

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・第2期八潮市地域福祉計画（素案）に利害関係を有する方

【提出件数】

- ・6件

4 第2期八潮市地域福祉計画庁内の策定体制

(1) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市民と市民、市民と行政のふれあいを大切にし、健康に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を行う。

- (1) 福祉のまちづくりとして、推進すべき施策に係る基本事項の調整に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、ふれあい福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長及び部長相当職にある者をもって充てる。

(市長及び関係職員に対する出席)

第4条 市長は必要に応じて推進本部に出席するものとする。

2 本部長は、情報共有を図るため必要があると認めるときは、教育長及び草加八潮消防組合の職員に出席を要請することができる。

(ふれあい福祉推進責任者)

第5条 福祉のまちづくりに関する施策の推進を図り、ふれあい福祉推進員その他職員の指導を行うため、ふれあい福祉推進責任者を置く。

(ふれあい福祉推進員)

第6条 次の事務を行うため、ふれあい福祉推進員を置く。

- (1) 課等における福祉施策の推進に関すること。
- (2) 課等における福祉推進責任者との連絡調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関し、意識の高揚を図ること。

(専門部会)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

(会議)

第8条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 推進本部の副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、ふれあい福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年1月4日から施行する。

2 八潮市高齢化社会対策推進本部設置要綱（平成3年8月21日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成11年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日市長決裁）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

【委員名簿】

役名	職名	氏名
本部長	副市長	宇田川 浩司
副本部長	ふれあい福祉部長	遠藤 忠義
本部長	企画財政部長	秋山 隆
	企画財政部理事	柳澤 徹
	総務部長	會田 喜一郎
	健康スポーツ部長	前田 秀明
	生活安全部長	吉野 公一
	市民活力推進部長	村上 誠弥
	建設部長	斎藤 修一
	都市デザイン部長	高木 哲男
	会計管理者	後藤 尚彦
	水道部長	成嶋 豊次
	議会事務局長	峯岸 恒元
	監査委員事務局長	戸澤 章人
	教育総務部長	香山 庸子
学校教育部長	榎本 隆	

(2) 八潮市地域福祉計画検討専門部会設置要領

第1 設置

八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、八潮市地域福祉計画の策定及び改定その他地域福祉に関する施策の推進に当たり、八潮市地域福祉計画検討専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

専門部会は、第1に規定する目的を達成するために必要な事項について調査、研究及び検討を行い、これを八潮市ふれあい福祉の推進本部に報告する。

第3 構成

- (1) 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- (2) 部会長は、地域福祉施策を所掌するふれあい福祉部副部長をもって充て、副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。
- (3) 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 部会員は、別表に掲げる関係部署の長をもって充てる。

第4 会議

- (1) 専門部会の会議は、部会長が召集し、部会長はその議長となる。
- (2) 部会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第5 任期

部会員の任期は、部会員として指名された日から指名された日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、異動等による補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第6 庶務

部会の庶務は、ふれあい福祉部社会福祉課において処理する。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長が部会に諮って部会長が定める。

附 則（平成23年3月1日本部長決裁）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部長決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

【委員名簿】

役 名	職 名	氏 名
部 会 長	ふれあい福祉部副部長兼 社会福祉課長	津 村 哲 郎
副 部 会 長	長寿介護課長	神 原 淳 一
部 会 員	政策担当主幹	今 村 聡 志
	企画経営課長	本 間 尚 樹
	企画財政部副部長兼 人権・男女共同参画課長	古 庄 真 理 子
	財政課長	宇 田 川 智
	子育て支援課長	井 上 隆 雄
	保育課長	小 林 淳 一
	障がい福祉課長	倉 林 昌 也
	健康スポーツ部副部長兼 国保年金課長	鈴 木 圭 介
	健康増進課長	大 出 久 美 子
	スポーツ振興課長	有 馬 亮 祐
	危機管理防災課長	恩 田 秋 弘
	交通防犯課長	中 西 恵 一
	市民協働推進課長	馬 場 光 隆
	商工観光課長	金 子 和 広
	営繕・市営住宅課長	本 松 勇 治
	都市計画課長	石 塚 清
社会教育課長	鈴 木 浩	
指導課長	猪 原 誠 一	

5 第2期八潮市地域福祉計画の策定経過

年月日	事項	備考
平成28年 4月7日	第1回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(案)」の策定について (2)策定の体制について その他 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(案)」策定のポイント (2)「第2期八潮市地域福祉計画(案)」策定スケジュール(予定)
5月12日	八潮市地域福祉計画検討専門部会第1回会議	議題 ・「第2期八潮市地域福祉計画」の策定について (1)策定の体制について (2)策定のポイントについて (3)策定のスケジュール(案)について
5月24日	第1回八潮市地域福祉計画推進委員会	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画」の策定について ア 策定の体制について イ 策定のポイントについて ウ 策定のスケジュール(案)について
6月1日	八潮市地域福祉計画検討専門部会第2回会議	議題 ・「第2期八潮市地域福祉計画」の策定について (1)ワークショップの実施について (2)ヒアリングの実施について
6月20日 ～7月8日	第2期八潮市地域福祉計画策定に向けた困難事例把握調査	調査項目 ・これまでに扱った困難事例 ・困難事例への対応方法 ・対応にあたって連携した関係機関等 ・対応にあたって課題となったこと ・課題解決に向けて取り組むべきこと ・課題解決にあたり期待すること
6月23日	第1回第2期八潮市地域福祉計画策定に係るプロジェクトチーム会議	議題 (1)地域福祉の圏域について (2)計画の位置付けについて (3)高齢者支援ネットワークの対象者について (4)第1期八潮市地域福祉計画の課題等の抽出について
6月29日	第1回ワークショップ	テーマ 「地域の困りごとや課題は？」 内容 地域福祉を推進する上で、様々な立場からの課題を出し、アイデア出しに向けたキーワードを整理した。(40人参加)

年月日	事項	備考
7月7日	第2回ワークショップ	テーマ 「みんなの幸せのために、必要なことは？」 内容 第1回で出された課題やキーワードに対し、アイデア出しを行い、共助の視点による解決策や方向性を議論した。(31人参加)
7月15日	第3回ワークショップ	テーマ 「誰が、いつまでに、何をするのか？」 内容 第2回で出された解決策や方向性について、実施主体、優先順位、取組を進める上で重要な視点などを議論した。(32人参加)
8月3日	第2回八潮市地域福祉計画推進委員会	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画」の策定について 協議事項 ア 位置付けについて イ 将来像と基本理念について ウ 基本目標と施策について 報告事項 エ ニーズ調査(ワークショップ)の結果について オ ニーズ調査(困難事例調査シート)の結果について
8月18日	第2回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画」の策定経過について (2)ニーズ調査(ワークショップ)の結果について (3)ニーズ調査(困難事例調査シート)の結果について
9月23日	八潮市地域福祉計画検討専門部会第3回会議	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(素案)」について
10月3日	第3回八潮市地域福祉計画推進委員会	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(素案)」について
11月4日	第2回第2期八潮市地域福祉計画策定に係るプロジェクトチーム会議	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(素案)」について
11月8日	八潮市地域福祉計画検討専門部会第4回会議	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(素案)」について
11月28日	第4回八潮市地域福祉計画推進委員会	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(素案)」について
12月1日	第3回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画(素案)」について

資料編

年月日	事項	備考
12月10日 ～平成29年 1月13日	パブリックコメント	「第2期八潮市地域福祉計画（素案）」の公表及び意見募集
2月9日	八潮市地域福祉計画検討専門部会第5回会議	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画（素案）」について
2月23日	第5回八潮市地域福祉計画推進委員会	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画（素案）」に対するご意見と市の考え方（案）について (2)「第2期八潮市地域福祉計画（素案）」について (3)答申書（案）について
3月1日	八潮市地域福祉計画推進委員会からの答申	委員長からの答申
3月2日	第4回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部	議題 (1)「第2期八潮市地域福祉計画（素案）」に対するご意見と市の考え方（案）について (2)「第2期八潮市地域福祉計画（素案）」について

6 各事業展開における主な取組

ここでは、福祉3計画における取組の掲載箇所について、次のとおり記載します。

高○頁：第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組掲載ページ
 子○頁：八潮市子ども・子育て支援事業計画の取組掲載ページ
 障○頁：第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画の取組掲載ページ

1 - 1 - 1 コミュニティ活動の促進

1-1-1-1 市民のコミュニティ活動への参加・参画の促進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第5次八潮市障がい者行動計画・ 第4期八潮市障がい福祉計画	▷インターネット等による情報提供の充実[障27頁参照]	障がい福祉課
	▷ホームページの活用等を通じたボランティア活動に関する情報提供の推進[障80頁参照]	障がい福祉課 市民協働推進課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷町会・自治会活動や区域図の掲示【町会・自治会加入促進月間】 ▷加入促進パンフレット等の配布	市民協働推進課

1-1-1-2 コミュニティ活動団体に対する支援の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第5次八潮市障がい者行動計画・ 第4期八潮市障がい福祉計画	▷民生委員・児童委員活動の充実（『八潮市手をつなぐ親の会』との連携協力）[障72頁参照]	社会福祉課
	▷地域住民による声かけ・見守り運動の推進（町会・自治会等地域活動団体における声かけ・見守り運動の推進）[障72頁参照]	市民協働推進課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷市民活動団体の交流事業「やしおコラボフェスタ」の実施	市民協働推進課
▷「ボランティア活動・市民活動 活動情報公開一覧」の作成	市民協働推進課 社会福祉協議会

1-1-1-3 コミュニティ形成に対する支援の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷「きらめきクラブ八潮」活動の支援[高66頁参照]	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷地域住民による声かけ・見守り運動の推進(町会・自治会等地域活動団体における声かけ・見守り運動の推進)[障72頁参照]	市民協働推進課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷転入等の手続における町会・自治会への加入申込書の配布	市民課 市民協働推進課
▷町会・自治会活動や区域図の掲示【町会・自治会加入促進月間】 ▷加入促進パンフレット等の配布 ▷市及び町会・自治会連合会、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部の3者協定締結により、住宅の購入や賃貸に来店した際、業者から加入促進のパンフレットの配布	市民協働推進課

1-1-1-4 コミュニティ活動に対する支援の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 高齢者との交流事業の促進 [高63頁参照] ▷ 「きらめきクラブ八潮」活動の支援 [高66頁参照] 	長寿介護課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 民生委員・児童委員協議会に対する補助金の交付	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 町会・自治会への補助金の交付 ▷ 八潮市コミュニティ協議会への補助金の交付 	市民協働推進課
▷ 前年度会員会費実績額に応じて地域福祉推進費を支部（町会・自治会）に助成	社会福祉協議会

1-1-1-5 地域における居場所づくりの推進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷ 包括的支援事業（認知症カフェ） [高81頁参照]	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	▷ 地域子育て支援拠点事業 [子50頁参照]	子育て支援課
	▷ やしお子ども週末活動（「やしお子ども土曜広場」）の推進 [子60頁参照]	保育課 社会教育課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ 既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保 [障78頁参照]	関係各課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 空き家を活用した子育て支援や高齢者、住民交流の場づくり等の検討	関係各課

1-1-1-6 地域交流活動に対する支援の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 高齢者との交流事業の促進 [高63頁参照] ▷ ふれあい共食（きょうしよく）の促進 [高64頁参照] ▷ 「きらめきクラブ八潮」活動の支援 [高66頁参照] 	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 障がい者創作活動発表会等の開催 [障77頁参照] ▷ 地域行事等への障がい者の参加促進 [障78頁参照] ▷ 既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保 [障78頁参照] 	関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域活動支援センターの充実 [障42頁参照] ▷ ボランティア体験プログラムの充実 [障76頁参照] ▷ スポーツ行事への障がい者の参加促進 [障78頁参照] ▷ 施設や障がい者団体による地域交流事業の促進 [障78頁参照] ▷ 障がい者スポーツ大会等広域的な行事や事業参加への支援 [障78頁参照] 	障がい福祉課
	▷ 八潮市民文化祭や各種文化・芸術行事の開催 [障77頁参照]	社会教育課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金による助成	市民協働推進課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ ふれあいサロンを実施する支部（町会・自治会）に助成 ▷ 「ふれあいサロン交流会」を実施 ▷ 高齢者と障がい者のスポーツの祭典 	社会福祉協議会

1 - 1 - 2 地域における新たな相互支援システムの構築

1-1-2-1 新たな相互支援システムの構築

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷介護予防・日常生活支援総合事業[高77頁参照] ▷包括的支援事業(生活支援体制整備事業)[高83頁参照] ▷空き家を活用した高齢者の住まい確保・生活支援事業の検討[高100頁参照] 	長寿介護課

1-1-2-2 日常生活を支えていく相互支援システムの取組推進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ ボランティア・NPOの支援 [高61頁参照] ▷ シルバー人材センターの支援 [高62頁参照] ▷ 介護予防・日常生活支援総合事業 [高77頁参照] ▷ 救急医療情報キット配布事業 [高94頁参照] ▷ 緊急時通報システム事業 [高94頁参照] ▷ 徘徊高齢者家族支援事業 [高94頁参照] ▷ 配食・安否確認サービス事業 [高94頁参照] ▷ 寝具クリーニングサービス事業 [高94頁参照] ▷ 紙おむつ給付事業 [高95頁参照] ▷ 訪問理美容サービス事業 [高95頁参照] ▷ 日常生活用具給付等事業 [高95頁参照] 	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ ファミリー・サポート・センター事業 [子51頁参照] 	子育て支援課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 日常生活自立支援事業の推進 [障33頁参照] ▷ 訪問入浴・施設入浴サービスの充実 [障41頁参照] ▷ 配食サービスの充実 [障41頁参照] ▷ 福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成 [障64頁参照] ▷ 福祉マップの普及 [障67頁参照] 	障がい福祉課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと） ▷ 福祉車両の貸し出しの推進 	社会福祉協議会

1-1-2-3 日常生活を支えていく相互支援システムの支援

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷シルバー人材センターの支援 [高62頁参照] ▷介護予防・日常生活支援総合事業[高77頁参照]	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	▷ファミリー・サポート・センター事業[子51頁参照]	子育て支援課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷福祉有償運送の促進 [障64頁参照]	障がい福祉課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷八潮たすけあいサービス ▷まごころサービス便	商工観光課

2 - 1 - 1 地域福祉に対する意識の啓発

2-1-1-1 地域福祉教育の推進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷認知症等に関する啓発 [高91頁参照]	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	▷教育・保育の一体的な提供の推進[子54頁参照] ▷認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進[子55頁参照]	保育課 指導課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷人権教育の推進[障75頁参照]	社会教育課 指導課
	▷交流教育の拡大[障53頁参照] ▷社会福祉協力校、ボランティア推進校の指定等を通じた福祉教育の推進[障75頁参照] ▷教職員研修の推進[障75頁参照] ▷教育内容・方法の充実[障75頁参照]	指導課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷総合的な学習の時間「ふるさと科」による福祉教育の実施 ▷市民まつりにおける福祉パネルの作成及び展示	指導課
▷市内の小学校を社会福祉協力校、中学校をボランティア推進校として指定し、社会福祉活動費を助成 ▷ボランティア推進バッチを作成、市内小学校に配布	社会福祉協議会

2-1-1-2 地域福祉意識の普及啓発

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	▷ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発[子58頁参照]	子育て支援課
第5次八潮市障がい者行動計画・ 第4期八潮市障がい福祉計画	▷啓発事業の推進[障67頁参照] ▷広報紙等による広報・啓発の充実[障73頁参照]	障がい福祉課
	▷人権教育の推進[障75頁参照]	社会教育課 指導課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷市役所庁舎ロビーにおいて地域福祉の普及・啓発事業の実施 ▷日本赤十字社への活動協力	社会福祉課
▷子育て応援ガイドの作成 ▷子育て関連の情報提供	子育て支援課
▷生涯学習まちづくり出前講座	市民協働推進課
▷やしお市民大学・大学院	社会教育課
▷ボランティア情報紙・ボランティア活動情報公開冊子の発行 ▷「やしお社協インフォメーション」の発行 ▷市役所庁舎ロビーにおいて社会福祉協議会の事業内容の紹介	社会福祉協議会

2 - 2 - 1 地域福祉を担う人材の育成とそのための支援

2-2-1-1 地域福祉を担う人材の育成

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷高齢者対象の市民後見人の育成および活用[高104頁参照]	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ボランティアセンター※と市民活動支援コーナーの充実[障80頁参照]	社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
	▷相談員活動の充実[障30頁参照] ▷手話奉仕員・要約筆記者の養成[障65頁参照] ▷福祉講座等の開催[障76頁参照] ▷福祉活動に参加できる人材の確保[障79頁参照]	障がい福祉課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷生涯学習まちづくり出前講座	市民協働推進課
▷やしお市民大学・大学院	社会教育課
▷ボランティア体験プログラム ▷傾聴講座（入門編、ステップアップ編） ▷セカンドライフ講座 ▷地域福祉サポーター※養成講座 ▷ボランティア支援員養成講座 ▷福祉機器体験講座 ▷専門職（地域福祉コーディネーター※等）の配置を検討 ▷ボランティアコーディネーター（ボランティアセンター担当職員）の配置	社会福祉協議会

2-2-1-2 地域福祉を担う人材の育成に対する支援の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷ ボランティア・NPOの支援 [高61頁参照]	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ 福祉活動に参加できる人材の確保[障79頁参照]	障がい福祉課
	▷ ボランティアの確保(町会・自治会等地域活動団体におけるボランティアの確保) [障80頁参照]	市民協働推進課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ ボランティア保険等(全国社協取扱)加入事務 ▷ ボランティア活動保険助成事業	社会福祉協議会

2 - 2 - 2 地域福祉を担う活動団体の育成とそのための支援

2-2-2-1 地域福祉を担う活動団体の育成

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷「きらめきクラブ八潮」活動の支援[高66頁参照] ▷情報提供の充実（介護保険に関する事業者等説明会の開催）[高105頁参照] 	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実[障80頁参照]	社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
	▷ボランティアの確保（町会・自治会等地域活動団体におけるボランティアの確保）[障80頁参照]	市民協働推進課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷民生委員・児童委員協議会に対する研修会等の実施	社会福祉課
▷生涯学習まちづくり出前講座	市民協働推進課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ボランティア活動団体応援講座の実施 ▷ボランティアセンターを運営し、ニーズの把握、活動の相談・調整・援助・紹介やボランティア活動推進のための情報の収集・提供・啓発の実施 	社会福祉協議会

2-2-2-2 地域福祉を担う活動団体に対する支援の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷ ボランティア・NPOの支援 [高61頁参照]	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実 [障80頁参照]	社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
	▷ 介護家族会等の育成・支援 [障41頁参照]	障がい福祉課
	▷ ホームページの活用等を通じたボランティア活動に関する情報提供の推進[障80頁参照]	障がい福祉課 市民協働推進課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 民生委員・児童委員協議会に対する補助金の交付 ▷ 草加（八潮）地区保護司会に対する補助金の交付 ▷ 八潮市社会福祉協議会に対する補助金の交付	社会福祉課
▷ ボランティア団体への活動費の補助 ▷ ボランティアグループ連絡会への助成 ▷ ボランティア養成講座の開催と内容の充実 ▷ 福祉推進団体、福祉団体等に対し、育成費を補助	社会福祉協議会

2-2-2-3 地域福祉を担う活動団体間のネットワークの整備

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷ 保健・医療・福祉・介護の連携 [高85頁参照]	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実 [障80頁参照]	社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
	▷ 情報提供の充実[障27頁参照] ▷ 相談体制の整備[障30頁参照]	障がい福祉課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 活動団体間の横のつながりを目的にボランティアグループ連絡会と共催でボランティア団体交流会を実施 ▷ 高齢者と障がい者のスポーツの祭典	社会福祉協議会

3 - 1 - 1 市民の権利擁護の充実

3 - 1 - 1 - 1 権利擁護支援体制の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 包括的支援事業（権利擁護業務）[高82頁参照] ▷ 高齢者の成年後見制度の活用支援[高104頁参照] ▷ 高齢者対象の市民後見人の育成および活用[高104頁参照] 	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ 障がい者の成年後見制度の周知・支援[障33頁参照]	障がい福祉課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 成年後見制度利用支援	社会福祉課
▷ 成年後見センターについて検討	社会福祉課 長寿介護課 障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 成年後見制度について社会福祉協議会広報紙等への掲載やパンフレットの配布 ▷ 権利擁護事業として、成年後見制度及び市民後見人の普及・啓発を図るための講演会の実施 ▷ 市民後見人の養成講座を段階別実施 ▷ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） 	社会福祉協議会

3 - 1 - 2 様々な福祉課題に対する相談・支援体制の充実

3-1-2-1 地域における相談・支援体制の整備

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 包括的支援事業[高81頁参照] ▷ 相談体制の充実[高85頁参照] ▷ 地域ケアチームの推進[高86頁参照] ▷ 相談支援体制の充実[高92頁参照] ▷ 相談・苦情対応体制の充実[高105頁参照] 	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 養育支援訪問事業[子48頁参照] ▷ 利用者支援事業[子49頁参照] 	子育て支援課
	▷ 児童虐待防止対策の充実[子56頁参照]	子育て支援課 保育課
	▷ 障がい児施策の充実等[子57頁参照]	保育課 障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 安心して妊娠・出産できるための妊娠期からの相談支援の充実[子59頁参照] ▷ 母子保健訪問指導の推進[子59頁参照] ▷ すこやか相談等の充実[子60頁参照] 	健康増進課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ 相談体制の整備[障30頁参照]	障がい福祉課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 生活困窮者への自立相談支援窓口の推進	社会福祉課
▷ 消費者保護対策の推進	商工観光課
▷ 心配ごと相談事業として、市民の日常生活の悩みごと等の相談 ▷ 心配ごと相談員研究会（事業推進のための研修・会議）の開催	社会福祉協議会

3 - 1 - 3 地域生活を支える保健・医療・福祉の連携体制の充実

3-1-3-1 保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 包括的支援事業 [高81頁参照] ▷ 保健・医療・福祉・介護の連携 [高85頁参照] ▷ 地域ケアチームの推進 [高86頁参照] 	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	▷ 児童虐待防止対策の充実 [子56頁参照]	子育て支援課 保育課
	▷ 障がい児施策の充実等 [子57頁参照]	保育課 障がい福祉課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 相談体制の整備 [障30頁参照] ▷ 保育所・心身障がい児訓練施設・学校等療育関係機関の連携強化 [障36頁参照] 	障がい福祉課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 保健・医療・福祉分野の連携によるすこやか相談の実施	健康増進課

3 - 2 - 1 地域における社会的孤立防止対策の推進

3-2-1-1 地域における孤立防止対策の推進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 高齢者の見守り体制 [高89頁参照] ▷ 徘徊高齢者の早期発見体制 [高89頁参照] 	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 乳児家庭全戸訪問事業 [子47頁参照] 	健康増進課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 民生委員・児童委員活動の充実（『八潮市手をつなぐ親の会』との連携協力）[障72頁参照] 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域住民による声かけ・見守り運動の推進（町会・自治会等地域活動団体における声かけ・見守り運動の推進）[障72頁参照] 	市民協働推進課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 民生委員・児童委員協議会との共催によるひとり暮らし高齢者の見守り活動 ▷ 歳末慰問品贈呈事業 	社会福祉協議会

3-2-1-2 地域における生活安全対策の推進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 高齢者の見守り体制 [高89頁参照] 	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 防犯教室等の開催 [障70頁参照] ▷ 犯罪発生状況等の情報提供の充実 [障70頁参照] 	交通防犯課

■ その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 民生委員・児童委員に対する研修及び意識啓発	社会福祉課
▷ 自立した消費者の育成 ▷ 消費者団体の育成・協働	商工観光課
▷ 民生委員・児童委員協議会との共催によるひとり暮らし高齢者の見守り活動	社会福祉協議会

3-2-1-3 地域における虐待・DV被害防止対策の充実

■ 福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	▷ 包括的支援事業（権利擁護業務）[高82頁参照] ▷ 高齢者の見守り体制 [高89頁参照]	長寿介護課
八潮市子ども・子育て支援事業計画	▷ 児童虐待防止対策の充実 [子56頁参照]	子育て支援課 保育課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	▷ 相談体制の整備 [障30頁参照] ▷ 障がい者の虐待防止 [障73頁参照]	障がい福祉課

■ その他の取組

関連する取組	主な担当課
▷ 「八潮市配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援室）」の実施	人権・男女共同参画課
▷ 母子保健訪問指導の実施	健康増進課

3 - 3 - 1 誰もがいきいきと生活するための社会参加・参画の促進

3-3-1-1 地域における生きがいくりと社会参加・参画の促進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ ボランティア・NPOの支援 [高61頁参照] ▷ シルバー人材センターの支援 [高62頁参照] ▷ ふれあい共食（きょうしょく）の促進 [高64頁参照] ▷ 老人福祉センター事業の充実 [高65頁参照] ▷ 「きらめきクラブ八潮」活動の支援 [高66頁参照] ▷ 高齢者の自主的活動の支援と生涯学習活動の啓発 [高67頁参照] 	長寿介護課
第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 団体活動への支援 [障34頁参照] ▷ 地域活動支援センターの充実 [障42頁参照] ▷ 手話通訳の配置等障がい者の参加しやすい環境づくりの推進 [障58頁参照] ▷ 障がい者に対する文化・芸術活動等の指導者の養成・確保 [障61頁参照] 	障がい福祉課
	▷ 障がい者に対するスポーツ指導者の養成・確保 [障60頁参照]	スポーツ振興課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 市民活動支援コーナーの充実 ▷ 市民活動コーディネーターの育成 ▷ 市民活動団体の交流事業「やしおコラボフェスタ」の実施 	市民協働推進課
▷ セカンドライフ講座や男性の料理教室などの各種講座の開催	社会福祉協議会

3 - 4 - 1 生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進

3-4-1-1 生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進

関連する取組	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 生活困窮者への自立相談支援（家計相談支援を含む）窓口の推進 ▷ 住居確保給付金の給付 ▷ 生活困窮者の子どもに対する学習支援等の実施 ▷ 生活困窮者就労準備支援の実施 	社会福祉課 子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 経済的理由により小中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し学用品費等を援助する就学援助事業の実施 ▷ 経済的理由により入学準備金等の調達が困難な者に対する入学準備金貸付事業の実施 ▷ 経済的理由により修学資金等の調達が困難な奨学生及び小中学校の児童・生徒の保護者に対する教育資金貸付事業の実施 	教育総務課

3 - 4 - 2 災害時要援護者支援対策の推進

3-4-2-1 災害時要援護者への支援対策の推進

■福祉3計画における取組

位置付け	関連する取組	主な担当課
第5次八潮市障がい者行動計画・ 第4期八潮市障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 災害時要援護者リストの活用と情報提供システムの整備 [障70頁参照] ▷ 避難誘導體制の整備 [障71頁参照] 	社会福祉課 障がい福祉課 危機管理防災課
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 災害情報提供事業の実施 [障70頁参照] 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 福祉避難所の充実 [障71頁参照] 	障がい福祉課 危機管理防災課
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 防災訓練への障がい者の参加促進[障70頁参照] ▷ 地域住民との緊急連絡体制の確立（自主防災組織を育成し、地域住民を中心とした支援体制の整備を促進） [障70頁参照] 	危機管理防災課

■その他の取組

関連する取組	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 関係機関等との災害時要援護者リスト（災害発生時の避難等に特に支援を要する者の名簿）及び災害時要援護者避難支援個別計画書兼登録申請書の共有 ▷ 災害時要援護者避難支援個別計画書兼登録申請書の提出促進 ▷ 災害時要援護者リストの整備 ▷ 福祉避難所の運営体制の整備 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 災害時情報提供活動 ▷ 災害ボランティアセンター事業 	社会福祉協議会

7 用語解説

あ

○NPO【19頁】

Non Profit Organizationの略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称

か

○介護保険【4頁】

介護が必要になった人に、保健・医療サービスや福祉サービスの給付を行うための制度

○学校開放講座【22頁】

地域に根ざした学校づくりを目指し、地域との交流を図るため、学校で開設している講座

○協働【3頁】

市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること

○ケアマネジャー【21頁】

介護保険制度において、要支援・要介護と認定された人が適切な介護サービスを受けられるよう支援計画（ケアプラン）を作成する専門職のこと

○子育てアドバイザー【21頁】

妊娠期から思春期まで子育てに不安な親にアドバイスできる人のこと

○コミュニティ【3頁】

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと

○コミュニティビジネス【74頁】

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと

さ

○災害時要援護者【34頁】

高齢者・障がい者・幼児・外国籍の人など、災害時に一人で避難することが難しい住民

○参画【32頁】

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること

○市民後見人【22頁】

成年後見制度における成年後見人等のうち、親族でも専門職でもない、第三者後見人のこと

○社会福祉士【21頁】

日常生活に支障がある者の福祉に関する相談に応じ、各種援助・支援を行う専門職のこと

○生涯学習まちづくり出前講座【22頁】

市民の注文に応じて、市民や企業従業員、市職員などが講師となり、市民のもとに出向いて話をする事業で、全国にさきがけて平成6年4月1日にスタートした

○シルバー人材センター【24頁】

定年退職者などの高齢者に臨時的・短期的で軽易な就業を提供する公益社団法人のこと

○セーフティネット【12頁】

網の目のように救済策等を講じ、安全や安心を提供するための仕組みのこと

○生活困窮者【3頁】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと

○成年後見制度【22頁】

認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を保護する制度であり、成年後見人による生活、身上監護や財産の管理など、その諸権利を守り、社会的に支援する制度のこと

た

○地域福祉コーディネーター【108頁】

市民が日常的に見守り・支え合いができる地域を主な活動の場とし、地域における個別支援とその基盤としての生活支援システムづくり、地域で解決できない課題を解決していく仕組みづくりを進める人材

○地域福祉サポーター【108頁】

地域の見守り活動、ふれあいサロン等の協力者など、地域福祉活動の支援者

○地域包括ケアシステム【13頁】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防の5つのサービスが地域で切れ目なく受けられるようにするもの

○地域包括支援センター【21頁】

高齢者の方が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療などいろいろな面から支援を行う総合相談機関

○DV（ドメスティック・バイオレンス）【21頁】

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと

な

○日常生活圏域【43頁】

身近な地域を「日常生活圏域」として設定し、その中で福祉サービスを提供していこうとするもの

○日常生活自立支援事業【69頁】

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続の援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のこと。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ

○認知症【20頁】

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること

○ネグレクト【30頁】

十分な食事を与えなかったり、長期間入浴や着替えをさせなかったりする育児放棄のこと

○ノーマライゼーション【19頁】

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会である、という理念のこと

は

○引きこもり【72頁】

長期間にわたって家庭内に引きこもり、社会的な活動に参加できない状態のこと

○保健師【21頁】

所定の専門教育を受け、地域活動や健康教育、保健指導などを通じて疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職のこと

○ボランティア【18頁】

自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人のこと

○ボランティアセンター【108頁】

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした社会福祉協議会の機能の一部

ま

○民生委員・児童委員【26頁】

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと

や

○やしお市民大学・大学院【22頁】

広く市政に関する学びを通じて、その学びの成果を地域や社会の課題解決にまで生かすなど、市と協働したまちづくりに貢献できる人材育成を目的としている

わ

○ワークショップ【25頁】

住民と行政などが対等な立場で意見交換を行い、計画案を作成していく手法の1つ

第 2 期八潮市地域福祉計画

平成 29 年 3 月

発行 八潮市

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目 2 番地 1

TEL : 048-996-2111 (代表)

FAX : 048-996-2820

ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>

編集 八潮市 ふれあい福祉部 社会福祉課



八潮市のマスコットキャラクター ハッピーこまちゃん®

